

資 料 編

目 次

資料番号		資料の標目	ページ	
1		広島県政務調査費の交付に関する条例	P. 1	
2		広島県政務調査費の交付に関する規定（抜粋）と支出基準（規定第5条）	P. 4	
3	1	県政調査研究交付金に関する規則	P. 5	
	2	県政調査研究交付金の交付取扱要領及びその使途基準	P. 6	
4	1	平成18年度 政務調査費交付会派	P. 7	
	2	平成16～平成18年度 会派別収支報告	P. 8	
	3	平成18年度 政務調査費 会派別・実支出額の内訳集計表	P. 9	
	4	H18年度・政務調査費のうち会派から議員へ支給した額の割合比較表	P. 10	
5	1	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（抜粋）	P. 11	
	2	広島県会計規則（抜粋）	P. 12	
6	1	当外部監査のための不適当支出類型表	P. 13	
	2	日額旅費・東京出張旅費の個人計上額の比較表	P. 16	
	3	当外部監査のための政務調査費の日額旅費等の基準表	P. 17	
7	1	平成18年度 会派別 項目別 不適当支出のまとめ	P. 18	
	2	1	自民党議員会－平成18年度 議員別 不適当支出（旅費以外）の類型別集計表（1-1類型～3-2類型・4-5～6類型）	P. 19
		2	刷新議員会－同前	P. 20
	3	1	民主県政会－同前	P. 21
		2	民主県政会－平成18年度 会派支給の質問準備会議費の明細表 不適当支出（類型4-11）	P. 22
	4	公明党－平成18年度 議員別 不適当支出（旅費以外）の類型別集計表（1-1類型～3-2類型・4-5～6類型）	P. 23	
	5	良政会－同前	P. 23	
	6	県民同志会－同前	P. 24	
	7	広政会－同前	P. 24	
	8	県政会－同前	P. 25	
9	如水会－同前	P. 25		
10	共産党－同前	P. 26		
3	1	自民党議員会－平成18年度 議員別 不適当支出（旅費以外）の類型別内訳書（1-1類型～3-2類型・4-5～6類型）	P. 27	
	2	1	刷新議員会－同前	P. 34
		2	刷新議員会－平成18年度 会派の会議（飲食を伴うもの）の不適当支出集計表 4-5類型	P. 35
	3	民主県政会－平成18年度 議員別 不適当支出（旅費以外）の類型別内訳書（1-1類型～3-2類型・4-5～6類型）	P. 36	
	4	県民同志会－同前	P. 38	
5	如水会－同前	P. 40		

資料番号		資料の標目		ページ		
8		6	広政会一同前	P. 42		
		7	県政会一同前	P. 42		
		8	共産党一同前	P. 42		
		4		平成18年度 議員別 事務費等・人件費の按分不足の集計表 (4-6類型)	P. 43	
	1			平成18年度 会派別 不相当支出 (日額旅費) の集計表 (4-1・4-2・4-3類型)	P. 44	
	2	1		自民党議員会-JG02 平成18年度 議員別 日額旅費の不相当支出の検出表 (4-1類型, 4-2類型, 4-3類型)	P. 45	
				JG03 同前	P. 47	
				JG05 同前	P. 50	
				JG06 同前	P. 51	
				JG09 同前	P. 52	
		2	1		刷新議員会-JS03 平成18年度 議員別 日額旅費の不相当支出の検出表 (4-1類型, 4-2類型, 4-3類型)	P. 55
					JS05 同前	P. 56
					JS06 同前	P. 58
				JS11 同前	P. 60	
				JS13 同前	P. 61	
	2		刷新議員会一会派支給の旅費の不相当支出集計表 (4-1類型)	P. 64		
	3		刷新議員会-平成18年度 会派の会議への出席表	P. 65		
3	1		民主県政会-MK03 平成18年度 議員別 日額旅費の不相当支出の検出表 (4-1類型, 4-2類型, 4-3類型)	P. 66		
			MK04 同前	P. 67		
			MK05 同前	P. 69		
			MK07 同前	P. 71		
			MK10 同前	P. 72		
		2		MK09 同前	P. 75	
4			良政会-JR01 平成18年度 議員別 日額旅費の不相当支出の検出表 (4-1類型, 4-2類型, 4-3類型)	P. 81		
			JR02 同前	P. 81		
			JR03 同前	P. 82		
			JR04 同前	P. 84		
5			広政会-JK01 平成18年度 議員別 日額旅費の不相当支出の検出表 (4-1類型, 4-2類型, 4-3類型)	P. 85		
			JK02 同前	P. 85		
9	1	1	平成18年度 費用弁償と政務調査費 (日額旅費) の同日計上のまとめ I・II類型	P. 87		
		2	全会派-平成18年度 費用弁償と政務調査費 (日額旅費) の同日計上の集計表 (I類型・II類型)	P. 88		
	2	1	自民党議員会-平成18年度 費用弁償と政務調査費 (日額旅費) の同日計上の内訳表 (会派別・議員別) (I類型・II類型)	P. 90		

資料番号		資料の標目	ページ	
	2	刷新議員会一同前	P. 95	
	3	民主県政会一同前	P. 99	
	4	公明党一同前	P. 103	
	5	良政会一同前	P. 106	
	6	広政会・県政会・如水会・共産党一同前	P. 109	
	3	平成18年度 政務調査費（日額旅費）における会派支給と個人計上の同日計上による不適当支出の集計表 III類型	P. 112	
	4	1	自民党議員会－平成18年度 政務調査費（日額旅費）における会派支給と個人計上の同日計上内訳表 III類型	P. 113
		2	刷新議員会一同前	P. 115
		3	民主県政会一同前	P. 116
	10		自民党議員会・刷新議員会－会派又は部会等からの旅費などの計上と個人の旅費の同日計上の状況表 IV類型	P. 117

○広島県政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十六日
条例第二十五号

広島県政務調査費の交付に関する条例をここに公布する。

広島県政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十三项及び第十四項の規定に基づき、政務調査費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一四条例三三・一部改正)

(政務調査費の交付対象)

第二条 県は、広島県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、広島県議会の会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し政務調査費を交付する。

(政務調査費の交付額等)

第三条 政務調査費は、月額二十五万円にそれぞれその会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じたものとみなす。一つの会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第四条 議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費総責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を広島県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派結成届の内容に異動を生じたときは、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、会派が解散したときは、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第五条 議長は、前条第一項の規定により会派結成届の提出があつた会派について、毎年度四月五日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しな

【資料1】

ればならない。

(政務調査費の交付決定)

第六条 知事は、前条の規定による通知のあつた会派について、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第七条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日(その日が広島県の休日である場合は、その日以後において、その日)第一条に規定する休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い県の休日でない日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があつたときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 知事は、一四半期中途において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)には、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該会派に対し、交付する。

4 知事は、一四半期中途において会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該異動に伴う政務調査費の交付額の変更について必要な計算を行い、当該計算により当該会派に交付することとされる政務調査費の額が、当該一四半期中において、当該会派に既に交付した額を超過するときはその超過する額を追加交付し、当該会派に既に交付した額に不足するときはその不足する額を返還させるものとする。

5 一四半期中途において、会派が解散したときは、当該会派の代表であつた者は、当該解散した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに、知事に返還しなければならない。

(政務調査費の使途)

第八条 会派の代表者は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第九条 会派の代表者は、各年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を別記様式により当該年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派が解散した場合又は、前項の規定による月までの収支報告書を別記であつた者は、当該会派が解散した日の翌日から起算して三十日以内に議長の様式により当該会派が解散した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

【資料1】

別記様式(第9条第1項関係、第2項関係)

平成 年 月 日

広島県議会議長
殿

会派名

代表者名
印

平成 年度政務調査費に係る収支報告について

広島県政務調査費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)の規定により、別紙のとおり平成 年度政務調査費収支報告書を提出します。

平成 年度政務調査費収支報告書

会派名

第十條 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行うものとする。
(政務調査費の返還)

第十一條 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費に係る支出(前八条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができ、

(収支報告書の保存及び閲覧)

第十二條 第九条の規定により提出された収支報告書は、議長が、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日までに保存しなければならない。

2 次に掲げるものは、議長に対して、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者

(平一六条例二五・一部改正)

(委任)

第十三條 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付等に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年七月五日条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年三月二六日条例第二五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県政務調査費の交付に関する条例第十二条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に議長に提出された収支報告書から適用する。

1 収入

科目	収入額	備考
政務調査費		
合計		

2 支出

科目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合計		

※ 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残余

_____ 円

○広島県政務調査費の交付に関する規程

平成十六年四月一日
議会議事務局告示第二号

広島県政務調査費の交付に関する規程を次のとおり告示する。
広島県政務調査費の交付に関する規程

(趣旨)
第一条 この規程は、広島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年広島県条例第二十五号。以下「条例」という。)に基づき政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)
第二条 条例第四条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第一号、第二号、第三号
(会派の通知)

第三条 条例第五条に定める様式は、別記様式第四号によるものとする。
(政務調査費の請求)

第四条 条例第七条第一項に定める様式は、別記様式第五号によるものとする。
(政務調査費の使途基準)

第五条 条例第八条の使途基準は、別巻のとおりとする。
(証拠書類等の整理保管)

第六条 会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
(収支報告書の閲覧)

第七条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書の閲覧(以下「閲覧」という。)は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して三十日を経過した日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、午前九時から午後五時までの間にしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

以下略

【資料2】

【資料2】

別表(第五関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費(会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費(会場費・機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等作成費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品、備品機器費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

()は例示

以下略

県議会における各会派に対する県政調査研究交付金の交付に関する規則をここに交付する。

昭和四十八年 四月 一日

広島県知事

広島県規則第二十一号

県議会における各会派に対する県政調査研究交付金の
交付に関する規則

(総則)

第一条 県は、県議会における各会派の県政に関する調査研究に必要経費に充てるため、各会派に対し、この規則の定めるところにより県政調査研究交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(届出)

第二条 交付金の交付を受けようとする会派の代表者は、会派の名称、所属議員及び経理責任者を記載した別記様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。当該届出書の記載事項に変更があった場合も、同様とする。

(交付の申請)

第三条 交付金の交付を受けようとするときは、会派の代表者は、四半期ごとに、別記様式第二号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額等)

第四条 交付金は、予算の範囲内において、四半期ごとに、知事が算定した額を交付する。

(交付金の使途)

第五条 交付金は、第一条の趣旨に適合する会議、調査、研究又は資料収集の経費に使用するものとし、他の経費に使用してはならない。

(交付金の返還)

第六条 知事は、交付金の交付を受けた会派が、前条の規定に違反した場合は、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(決算等の届出)

第七条 交付金の交付を受けた会派の代表者は、別記様式第三号による収支決算書及び事業の実施状況を記載した書類(以下「決算書等」という。)を翌年四月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、会派が解散等により消滅した場合は、その会派の代表者であった者は、決算書等を手当か提出しなければならない。

(実施規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県政調査研究交付金の交付取扱要領

(別表)

県政調査研究交付金使用要領

第1 県の交付する県政調査研究交付金(以下「交付金」という。)については、県議会における各会派に対する県政調査研究交付金の交付に関する規則(昭和48年広島県規則第21号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 交付金は、各会派の所属議員数に応じて算定した額とする。

第3 県政調査研究交付金申請書の提出期限は、毎年4月、7月、10月及び1月のはじめとする。

第4 交付金の申請があったときは、別記様式第1号による交付指命書を交付する。

第5 交付指命書を受けた各会派の代表者は、すみやかに別記様式第2号による交付金の請求書を知事に提出しなければならない。

第6 規則第5条に規定する交付金の使途は、別表のとおりとする。

第7 規則第7条の規定により収支決算書に添付する書類は、別記様式第3号による県政の調査研究による県政の調査研究に関する事業実施状況のとおりとする。

第8 交付金の交付を受けた会派の代表者は、経理責任者をして、収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、かつ当該証憑書類を整理保存しなければならない。

第9 交付金の交付を受けた会派は、会計監事を選任し、会計監事は翌年の4月の末日までに交付金の会計監査を実施しなければならない。

第10 第8に規定する帳簿その他証憑書類は、当該年度の事業完了後5年間保存しなければならない。

第11 この要領によって知事に提出する書類は、議長を経由して提出しなければならない。この場合、議長は必要と認めるときは、関係書類の提出及び説明を求めることができる。

附 則

- ① この要領は、昭和48年4月1日から施行する。
- ② この要領は、平成11年4月30日から施行する。

項 目	内 容	例 示
会議費	会派における各種会議に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借上げ費(機器も含む。) ・ 通訳、翻訳、速記費用 ・ 講師謝金、出席旅費 ・ 資料作成費 ・ 茶菓、食事代等
研究費	会派が行う研究、研修、講演会に要する経費及び他団体が開催する研究、研修会に参加する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借上げ費(機器も含む。) ・ 通訳、翻訳、速記費用 ・ 研修会等参加負担金 ・ 講師謝金、出席旅費 ・ 資料作成、印刷製本費 ・ 茶菓、食事代等
調査費	会派が行う外郭団体又は会派内研究会等への調査等の委託及び現地調査に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間機関への調査等委託費 ・ 会派内研究グループ等への調査、研究事業等の委託費 ・ ホームページ検索に要する経費 ・ 調査資料の作成、印刷製本費 ・ 現地調査等に要する経費、等
資料収集費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、書籍購入費 ・ ビデオ、CD-ROM購入費 ・ ホームページ検索に要する経費 ・ 新聞、雑誌購読料等
(広報関連費)	上記の事業遂行上必要な広報関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、報告書作成・発送費 ・ ホームページ作成費 ・ 報告会等会場借上げ費等
(事務処理費)	上記の事業遂行上必要な事務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用職員の給料、各種手当、社会保険料及び旅費 ・ 通信、運搬費 ・ 事務用品、消耗品購入費 ・ 事務機器の購入、リース経費等

(注) 使途については、「県議会における各会派に対する県政調査研究交付金の交付に関する規則」第1条の規定の趣旨に適合するものであること。

[資料3-2]

平成18年度政務調査費交付会派

会派名	平成18年度	平成19年6月現在	備考
	代表者	代表者	
	経理責任者	経理責任者	
自由民主党広島県議会議員会	山田 利明	宇田 伸	
	児玉 浩	沖井 純	
自由民主党広島県議会刷新議員会	林 正夫	間所 了	自由民主党広島県議会刷新議員会・県民会議 平成19年4月30日変更
	間所 了	平 浩介	
広島県議会民主県政会	蒲原 敏博	大曾根哲夫	
	芝 清	芝 清	
公明党広島県議会議員団	安木 和男	田辺 直史	
	日下 美香	日下 美香	
自由民主党広島県議会良政議員会	窪田 泰三	窪田 泰三	
	小林 秀矩	小林 秀矩	
県民同志会	石田 幹雄	天満 祥典	
	天満 祥典	天満 祥典	
自由民主党広島県議会広政議員会	門田 峻徳	—	平成19年4月29日解散
	門田 峻徳	—	
広島県議会県政会	河原 実俊	—	平成19年4月29日解散
	河原 実俊	—	
広島県議会如水会	石橋 良三	—	平成19年1月18日解散
	石橋 良三	—	
日本共産党	辻 恒雄	辻 恒雄	
	辻 恒雄	辻 恒雄	

平成16～平成18年度 会派別収支報告

支出項目	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	政務調査費 支出総額	政務調査費 支給額	支出額 支給額	返還額
自民党議員会	H18年度	94,820,845	6,784,735	8,915,403	1,385,055	1,119,004	93,224	789,240	114,100,076	114,100,000	100,000%	0
	H17年度	96,988,885	13,386,285	4,899,106	536,760	1,168,213	526,358	657,240	118,300,607	118,300,000	100,001%	0
	H16年度	109,620,000	11,340,000	8,874,030	569,100	1,155,107	129,465	868,080	132,730,502	132,650,000	100,061%	0
	H18年度	48,300,000	4,715,929	4,642,333	127,575	451,821	0	143,731	58,841,125	58,800,000	100,070%	0
	H17年度	48,300,000	6,212,898	3,408,133	253,575	325,296	0	102,332	58,824,364	58,800,000	100,041%	0
	H16年度	43,800,000	4,406,282	5,705,473	285,600	466,636	0	187,821	56,356,521	56,350,000	100,012%	0
	H18年度	15,392,513	1,632,090	8,293,121	1,361,171	1,261,753	3,662,026	8,132,791	3,649,735	43,385,200	42,000,000	103,298%
H17年度	15,525,570	1,362,860	9,530,357	2,718,298	896,393	3,624,461	9,972,279	3,938,842	47,569,060	45,500,000	104,547%	0
H16年度	13,635,255	2,380,400	9,572,164	1,441,622	1,482,902	2,431,900	9,452,897	4,736,770	45,033,910	44,450,000	101,314%	0
公明党	H18年度	9,901,251	217,851	1,889,178	622,355	1,398,485	3,072,356	171,063	20,196,463	25,200,130	80,144%	5,003,667
	H17年度	8,403,745	647,697	6,479,261	225,995	1,710,659	5,280,452	699,671	25,317,398	25,200,000	100,466%	0
	H16年度	8,077,557	753,553	7,820,018	173,571	1,596,822	1,871,700	5,000,967	27,548,153	27,300,000	100,909%	0
良政会	H18年度	13,310,000	588,000	2,290,000	238,000	159,500	0	134,500	16,800,000	16,800,000	100,000%	0
	H17年度	13,440,000	632,000	2,102,000	252,000	178,500	0	115,500	16,800,000	16,800,000	100,000%	0
	H16年度	13,440,000	651,000	2,083,000	252,000	157,500	0	136,500	16,800,000	16,800,000	100,000%	0
県民同志会	H18年度	2,735,100	986,500	2,346,800	406,300	615,182	543,949	363,500	8,440,696	8,400,000	100,484%	0
	H17年度	2,900,211	968,726	2,543,768	513,277	833,903	203,587	298,577	8,435,415	8,400,000	100,422%	0
	H16年度	2,764,046	468,411	2,489,320	358,499	1,094,763	737,489	164,315	8,450,936	8,400,000	100,606%	0
	H18年度	3,381,500	639,300	678,500	1,279,100	330,900	604,800	317,400	8,412,300	8,400,000	100,146%	0
広政会	H17年度	2,506,651	298,840	409,010	310,500	1,216,585	550,300	768,605	6,420,491	6,300,000	101,913%	0
	H16年度							360,000	0			0
県政会	H18年度	1,860,000	243,000	310,000	120,000	247,000	673,000	720,000	4,221,000	4,200,000	100,500%	0
	H17年度	1,920,047	239,000	336,000	124,428	287,285	55,000	715,571	4,256,331	4,200,000	101,341%	0
	H16年度	782,000	17,000	40,000	85,000	118,000	120,000	488,000	220,000	1,870,000	1,750,000	106,857%
如水会	H18年度	647,194	730,413	366,126	76,618	220,091	571,033	980,000	3,968,425	3,500,000	113,384%	0
	H17年度	134,420	131,000	68,728	12,723	72,785	222,187	371,787	1,413,630	1,400,000	100,974%	0
	H16年度							400,000	0			0
共産党	H18年度	222,426	0	324,870	6,554	353,638	314,708	246,908	3,070,774	4,200,374	73,107%	1,129,600
	H17年度	147,080	0	498,371	0	541,437	600,865	825,339	4,306,512	4,200,000	102,536%	0
	H16年度	377,800	0	362,320	0	554,648	795,063	399,974	4,279,395	4,200,000	101,890%	0
県民会議	H18年度								0			0
	H17年度								0			0
H16年度	893,990	50,000	0	0	161,917	327,054	669,761	25,520	2,128,242	2,100,000	101,345%	0

平成18年度 政務調査費 会派別・実支出額の内訳集計表

現表の支出の合計額として外部監査人に対し会派が回答したもの

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計	
		金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合
1	自民党議員会	94,820,845	83.1%	6,784,735	5.9%	8,915,403	7.8%	1,385,055	1.2%	1,119,004	1.0%	192,570	0.2%	93,224	0.1%	789,240	0.7%	114,100,076	100.0%
2	刷新議員会	48,300,000	82.1%	4,715,929	8.0%	4,642,333	7.9%	127,575	0.2%	451,821	0.8%	0	0.0%	143,731	0.2%	459,736	0.8%	58,841,125	100.0%
3	民主県政会	15,392,513	35.5%	1,632,090	3.8%	8,293,121	19.1%	1,361,171	3.1%	1,261,753	2.9%	3,662,026	8.4%	8,132,791	18.7%	3,649,735	8.4%	43,385,200	100.0%
4	公明党	9,901,251	49.0%	217,851	1.1%	1,889,178	9.4%	622,355	3.1%	1,398,485	6.9%	2,923,924	14.5%	3,072,356	15.2%	171,063	0.8%	20,196,463	100.0%
5	良政会	13,310,000	79.2%	588,000	3.5%	2,290,000	13.6%	238,000	1.4%	159,500	0.9%	0	0.0%	134,500	0.8%	80,000	0.5%	16,800,000	100.0%
6	県民同志会	4,127,921	40.0%	1,035,584	10.0%	1,464,033	14.2%	517,800	5.0%	368,812	3.6%	577,410	5.6%	1,276,815	12.4%	959,400	9.3%	10,327,775	100.0%
7	広政会	3,381,500	40.2%	639,300	7.6%	678,500	8.1%	1,279,100	15.2%	330,900	3.9%	604,800	7.2%	317,400	3.8%	1,180,800	14.0%	8,412,300	100.0%
8	県政会	1,860,000	44.1%	243,000	5.8%	310,000	7.3%	120,000	2.8%	247,000	5.9%	48,000	1.1%	673,000	15.9%	720,000	17.1%	4,221,000	100.0%
9	如水会	694,513	19.8%	513,915	14.6%	253,657	7.2%	66,575	1.9%	168,150	4.8%	552,025	15.7%	234,339	6.7%	1,030,000	29.3%	3,513,174	100.0%
10	共産党	222,426	7.2%	0	0.0%	324,870	10.6%	6,524	0.2%	353,638	11.5%	314,708	10.2%	246,908	8.0%	1,601,700	52.2%	3,070,774	100.0%
合計		192,010,969	67.9%	16,370,404	5.8%	29,061,095	10.3%	5,724,155	2.0%	5,859,063	2.1%	8,875,463	3.1%	14,325,064	5.1%	10,641,674	3.8%	282,867,887	100.0%

* 当外部監査人の照会に対する会派の回答記載の金額である。

H18年度・政務調査費のうち調査委託のため会派から議員へ支給した額の割合比較表

会派名	政務調査費 総支出額	%	収支報告書の 調査研究費	%	議員に支給した額 (調査委託費等)	%
自民党議員会	114,100,076	100%	94,820,845	83.1%	93,522,430	82.0%
刷新議員会	58,841,125	100%	48,300,000	82.1%	48,300,000	82.1%
民主県政会	43,385,200	100%	15,392,513	35.5%	36,000,000	83.0%
良政会	16,800,000	100%	13,310,000	79.2%	13,310,000	79.2%
計	233,126,401	100%	171,823,358	73.7%	191,132,430	82.0%

会派から議員に支給した額(調査委託費等)は、次の資料に基づき記載した。

自民党議員会は、会派の「元帳」と題する出納帳の個人調査費の集計

刷新議員会は、会派の「科目別支出状況(月計)」

民主県政会は、「平成18年度政務調査費の内議員に対して支給した金額」と題する表

良政会は、「平成18年度政務調査費収支報告書」

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 (抜粋)

(支給対象)

第二条 県議会議員には、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

(給与の支給方法)

第四条 (略)

第五条 県議会議員には、招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

2, 3 (略)

4 前三項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。(昭五二条例一三・一部改正)

(費用弁償等の額)

第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のおりとする。

2 以下 (略)

(日額旅費)

第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会に出席した場合には、第五条第四項に規定する費用弁償に代え、次の各号に定める日額旅費を出席日数に応じ、費用弁償として支給する。ただし、その住所が招集地の区域外にあるときは、県議会の議長が定めるところにより鉄道賃、船賃又は車賃を加算することができる。

- 一 片道六十キロメートルを超える区域に住所を有する者にあつては、一万六千三百円
- 二 片道六十キロメートル以下の区域に住所を有する者にあつては、一万千四百円。

(外国旅行の旅費等)

第十条 第二条第一項から第三項までに規定する者が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の場合によるものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との権衡を考慮して旅行命令権者が知事の承認を得て定める額とする。

(費用弁償等の支給方法)

第十一条 前六条の規定による費用弁償、旅費及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

2 第四条第六項の規定は、県議会の議長又は任命権者が前項の規定により難いと認める場合について準用する。

以下略

別表第二(第三条、第八条関係)

区分	報酬月額	日当 (1日につき)	宿泊料		費用弁償	
			甲地方	乙地方	食卓料	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
県議会	議長	1,500	14,800	13,300	3,000	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅費運賃の等級に三階級の区分がある場合には、上級の旅客運賃の額
	副議長					
	議員					
(以下)	略					

* 参考 議員の日額旅費

(第九条本文を表にしたもの)

但し住所が招集地の区域外にあるときは、議長の定めるところにより鉄道賃等を加算できる。

	日額旅費	金額円	
		片道60kmを超える区域に住所を有する者	片道60km以下の区域に住所を有する者
1		16,300	福山、尾道、三次、三原 竹原
2		11,400	広島市、呉市、東広島市 廿日市

(第3章 支出)

(資金前渡)

第三十二条 収支等命令者は、令第百六十一条第一項第一号から第十四号まで及び第十六号に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一 現金で即時支払をしなければ購入、利用又は使用が困難な物件の購入等に要する経費

二～十 (略)

2 (略)

(前渡資金の支払の方法)

第三十二条の二 資金前渡を受けた職員は、現金支払をしようとするときは、債権者から領収証書を徴してこれをしなければならぬ。ただし、債権者が領収証書を発行せず、又は領収証書を徴し難い場合には、領収証書を徴さないで現金支払をした後、資金前渡を受けた職員において、その事由を記載した支払証明書を作成しなければならぬ。

2 (略)

(前渡資金の精算)

第三十三条 資金前渡を受けた職員は、常時の費用に係るものにあつては翌月の初日から起算して三開庁日以内に、随時の費用に係るものにあつては支払完了後(出張先において支払つたときは、帰庁した後)三開庁日以内に、別記様式第三十号による資金前渡精算書を収支等命令者に提出しなければならない。

2～8 (略)

4 収支等命令者は、第一項の資金前渡精算書を会計管理者又は廃出納員等に送付するものとする。

(概算払)

第三十四条 収支等命令者は、令第百六十二条第一号から第五号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

一～五 (略)

(概算払の精算)

第三十五条 概算払を受けた者は、その費額確定後十日以内に、別記様式第三十一号による概算払精算書を収支等命令者に提出しなければならない。ただし、会計管理者が特に認めるときは、この様式によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、旅費に係る概算払については、会計管理者が別に定めるところにより精算するものとする。

3 第一項の期間内に精算書の提出がない場合においては、次の概算払をしないことができるものとする。

(戻入)

第三十九条 収支等命令者は、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡者しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、別記様式第三十二号による戻入調書を会計管理者又は廃出納員等に交付して、戻入すべきことを通知しなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により返納させるときは、返納義務者に対し、別記様式第三十二号の二による返納通知書により納入の通知をしなければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、戻入の手続は収入の手続の例による。

以下略

当外部監査のための不適当支出類型表

類型	項目	不適当支出の例	不適当とする理由
1 私的活動に伴う不適当支出			
1	慶弔、病氣見舞い、法要など	①香典、祝金、会費、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の会費や出席に要する経費、祭りの経費負担 ②病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費 ③追悼法要	
2	宗教活動に関連する費用	①宗教団体の会費 ②檀家総代会、報恩講、宮参り、初詣等の宗教活動に要する経費	
3	私的活動に伴う経費	①各種団体等の会食だけの出席費用 ②親睦や飲食を目的とする会合の会費・出席費用 ③レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費 ④各種組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの会合の出席に要する経費 ⑤特定企業の記念式典、自衛隊等の年中行事への出席に要する費用 ⑥観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費 ⑦学校の入学式、卒業式、運動会などの行事への出席費用 ⑧道路等の起工式、竣工式、その他テープカットだけの式典等への出席に要する費用 ⑨地域の祭り、祭りの準備の会合等への参加費用、祝儀 ⑩私的なもの購入(書籍・美術館入場チケット代など) ⑪飲食街のバー、クラブ、ラウンジなど不適当な場所での会合の飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該議員の普段の政務調査活動と密接な関連があることが説明されている場合を除く。 ・県政に関する意見交換が主目的であることを示す活動内容を具体的に説明されている場合を除く。
4	個人的に参加している団体の会費や行事の参加費	①議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費 ②町内会費、公民館費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、回窓会費、及び老人クラブ婦人会の会費 ③ファイオンスクラブ、ロータリークラブの会費等(議員個人に本来帰属する会費) ④議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費 ⑤①乃至④の会に出席するために要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・行事自体の性格が政務調査と関連がない。 ・議員個人に本来帰属するべき会費や参加費である。
2 政務調査以外の政治活動に伴う不適当な支出			
1	政党活動経費	①政党(県連)活動に要する経費 ②党大会への出席経費及び党大会賛助金 ③政党の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費 ④政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)	

当外部監査のための不適当支出類型表

類型	項目	不適当支出の例	不適当とする理由
2	選挙活動経費	①選挙運動及び選挙活動に要する経費 ②衆・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙広報作成等に要する経費 ③他の候補者の選挙応援、陣中見舞い	
3	後援会活動に要する経費	①後援会の広報紙、パンフレット、ヒラ等の印刷及び発送等に要する経費 ②後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む) ③後援会主催の「県政報告会」等の開催に要する経費	
4	議員関係	①議会内の親睦団体の会費、議員のゴルフ大会、野球大会、会派の新年会などへの参加費 ②他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費	
5	公職選挙法との関係	①社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 ②公職選挙法第199条の2[公職の候補者等の寄付禁止]等	
3 不適当な備品等の購入などの例			
1	美術品、エアコンなど購入費	①事務所に掲示する絵画、美術品・装飾品 ②事務所に設置する冷蔵庫、エアコン、ソファ、安楽椅子等の備品 ③衣服	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは不適当である。 ・調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費は、不適当である。 ・参考「鳥取県議会」では、監査委員からの意見を踏まえて、10万円以上の高額品の購入は政務の対象としないとの措置を講じている。(徳島県平成18年度包括外部監査報告)。
2	高額品の購入費・その維持修繕費	①自動車 など高額な備品 ②自動車の購入費用 ③維持・修理に要する経費、洗車料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の購入設置費と同じ考え。 ・自動車は、必要性が高いと認められるので購入額を耐用年数で割った額を限度に1年ごとに充当するという考え方もあるが、県民の理解が得ることは困難と考えられるので、不適当(岩手県議会マニユアルも同じ)。
3	事務所設置費	①事務所として使う不動産の購入 ②建築工事費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは不適当である。 ・調査研究活動に直接必要としない。
4 一部(又は全部)が不適当支出(日額旅費・県外出張、カンイン代、事務費など)			
1	日額旅費	日額旅費:目的は政務調査であるが、要した交通費・宿泊費等、活動年月日、活動場所、相手方、同活動への参加者、活動目的、活動に要した経費等を活動内容が確認できる資料類を整理保存していない場合	<p>高額の日額旅費を用務、行先、移動距離など政務調査との関連性や計上金額の合理的説明をしないで計上する事は、県民の理解を得ることはできない。別表で距離に応じた相당한額をもって基準表【資料6-3】を作成し、これを越えた額を不適当とする。なお選挙区内は、平均片道10km以内とみても4000円を超えた部分を不適当とする。この基準を越えても領収書などの客観的証拠があれば認める。</p>
2	ホテル宿泊代	広島市内で宿泊する場合など(東京以外12,000円を超える部分)	<p>①原則として、広島市内の通常のホテルの一泊宿泊相対額(12,000円)を越える額を不適当支出とする。</p> <p>②領収証等により一泊12,000円を超える実費の支払いをしたことが証明できる場合は、これに充当できるが、その場合も14,800円を上限とする(費用弁償と同額)。</p>

当外部監査のための不適当支出類型表

類型	項目	不適当支出の例	不適当とする理由
3	出張旅費(東京)	会派や各自の作成した計算表により定額を計上しているが、相場より高い場合(1泊2日が84,000円を超える部分)	東京出張1泊2日の場合は、現行の費用弁償の基準額、議員の平均計上額、新幹線や航空機の料金表、現地での諸経費、広島駅から広島空港までの交通費などを考慮して、基準表【資料6-3】を作成し、これを越えた額を不適当とする。
4	調査委託費(会派が所属議員に対し調査委託)	交付される政務調査費の大半を所属議員に調査委託の名目で交付するが、収支報告書には、所属議員の政務調査活動に要した費用を用途基準の項目ごとに計上せず、調査研究費に一括計上している場合であって、会派が各議員の用途を把握できていない場合	本来所属議員の支出した政務調査費を実費精算する必要があり、議員や会派が利得を得ることの無いように注意が必要である。そのため議員が行った政務調査活動に要した費用を用途基準の項目ごとに会派としても経費計上すべきである。したがって、全部否認すべきところ、その影響が大であることや政務調査活動が全くないとはいえないことや委託を受けた多くの議員が高額の日額旅費を計上していることを考慮し、日額旅費の基準表に基づき、基準額を超える額を不適当支出とする。
5	会議の飲食費	5,000円を超える飲食を伴う会議(総談会)費	その会議の開催日時、場所、相手方、参加者氏名、目的、出席に要した経費の内訳等を証明できる領収書等の証拠類を整理保管していない場合は、1度の支出につき1人5,000円を超える場合は、超える額を用途基準に反した目的外使用(不適当支出)と判断する。(大阪市政務調査費調査費の取り扱いに関する要綱・墨田区の平成19年4月報告の個別外部監査と同じ)
6	事務費・人件費	人件費・事務費に関する説明や証拠から、人件費は勤務実績に基づき、事務費は使用実態に基づき按分する必要性がないと認められない場合以外、按分の上限を1/2とする	政務調査活動と後援会活動など他の政治活動との区別は困難であるから、事務費の按分は、按分率の上限を1/2とした(長野県議会政務調査費マニュアルと同じ)。議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動と多彩であり、1つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となっている事が多く、そのため事務所費、人件費等を全額政務によって支払うことは不適当。各活動の実績に応じて按分する必要がある(全国議長会「政務調査費の用途基準の運用について」)。
7	人件費・調査委託費	議員が(同居の)親族を雇用して調査委託を行うとき	議員が、生計を一にする同居の親族に調査委託を行うことは県民感情からみて不適当である。ただし、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など、雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態をしている場合を除く。
8	事務費(按分したと説明がある)	按分したと説明しながら、按分の根拠が不明確で、総額を明らかにしない場合	類型4-6と同じ。
9	ガンリン代	後援会活動をしていないとか兼業していないなどの理由を主張して按分していない場合	合理性がある場合には、私用部分と1/2で按分する(平成19年度大阪府個別外部監査報告と同じ)。参考となるのは、私用(議員用)・後援会・政務調査費の割合を1/2,1/4,1/4で按分する下級審判例がある。
10	自家用車使用の旅費(リースの場合も)	領収書はなく、1km当たり50円や40円で計算している場合	広島県の費用弁償の基準額(1km38円)を適用しこれを越えれば不適当とする。なお参考となるのは①長野県は、1km当たり30円で計算して充当している②平成18年度徳島県包括外部監査報告では、「鳥取県議会では費用弁償で応召旅費につき、自家用車利用の場合、1km16円を加算するとされている」との紹介がされている。
11	議員の調査活動への対価	政務調査活動は自発的に行われるものであり、政務調査費を実質的に調査活動の対価として支払うことはできない	例えば、「質問準備会議費」等と称して、質問担当議員に一定額(例えば5万円)を交付するが、担当議員が資料購入や場所代などの領収書などの証拠を保管していない場合は、調査活動の対価と判断する。

日額旅費・東京出張旅費の個人計上額の比較表

【資料6-2】

1 東京出張の旅費（1泊2日）

2 市内・郡内調査の日額旅費

I <計上額が高額な者>

単位:円

	会派	番号	選挙区	東京出張 (1泊2日)
1	自民党議員会	JG04	世羅郡	96,950
2	自民広政会	JK02	豊田郡	96,500
3	自民党議員会	JG08	安芸郡	94,600
4	自民党議員会	JG11	府中市	94,000
5	自民党議員会	JG06	呉市	92,600
6	自民党議員会	JG03	安芸区	92,200
7	自民党議員会	JG14	西区	91,100
8	自民党議員会	JG02	呉市	90,000
9	自民党議員会	JG13	比婆郡	89,300

I <計上額が高額な者>

単位:円

	会派	番号	選挙区	市内 郡内
1	自民党議員会	JG02	呉市	11,000
1	自民党議員会	JG03	安芸区	11,000
1	自民党議員会	JG05	沼隈郡	11,000
1	自民党議員会	JG09	豊田郡	11,000
5	自民党議員会	JG25	安佐南区	10,000
	以下			
	5000円	19名		5,000
	4000円台	7名		4,000
	3000円	12名		3,000

II <計上額が低額な者>

	会派	番号	選挙区	東京出張 (1泊2日)
9	公明党	KM03	西区	70,960
4	自民党議員会	JG25	安佐南区	70,000
4	公明党	KM04	福山市	70,000
4	公明党	KM05	福山市	70,000
4	公明党	KM06	中区	70,000
4	自民良政会	JR01	南区	70,000
3	刷新議員会	JS08	福山市	67,660
2	自民党議員会	JG15	沼隈郡	67,000
1	刷新議員会	JS10	竹原市	60,000

II <計上額が低額な者>

	会派	番号	選挙区	市内 郡内
9	自民党議員会	JG22	大竹市	2,320
6	自民党議員会	JG13	比婆郡	2,100
6	自民党議員会	JG16	廿日市市	2,100
6	自民党議員会	JG01	安芸郡	2,100
4	刷新議員会	JS07	安佐南区	2,000
4	民主県政会	MK08	南区	2,000
3	刷新議員会	JS09	南区	1,700
2	自民党議員会	JG19	高田郡	1,500
1	自民党議員会	JG18	神石郡甲奴郡	1,000

*1 I表は、計上額が高額な者から順に、II表は、計上額が低額な者から順に9名ずつを抽出したもの

*2 金額は各議員の旅費計算表または政務調査費支出状況表(会派により名称が異なる)の記載額から転記

*3 市内・郡内調査の日額旅費の低額計上者の中には、移動の都度、自己の旅費基準表に基づき一定額を加算する議員がある。

*4 東京出張の金額にばらつきがあり、1泊2日かどうか不明の議員については、その中の最も低額のものを採用した。

当外部監査のための政務調査費の日額旅費等の基準表

議員の自宅(選挙区)から 県庁までの距離(片道)	金額(往復) (円)	自民党議員会		刷新議員会		民主県政会		公明党		良政会		その他の会派 県民同志会・広政会・県政会・ 如水会・共産党	
		議員	選挙区	議員	選挙区	議員	選挙区	議員	選挙区	議員	選挙区	議員	選挙区
1 片道10km未満	4,000	JG14 JG26	(西区) (東区)	JS02 JS03 JS05 JS09	(東区) (中区) (西区) (南区)	MK04 MK08	(東区) (南区)	KM03 KM06	(西区) (中区)	JR01 JR03 JR04	(南区) (中区) (西区)		
2 片道10km～19km	5,000	JG01 JG03 JG16 JG25	(安芸郡) (安芸区) (廿日市市) (安佐南区)	JS07 JS11 JS13	(安佐南区) (佐伯区) (佐伯区)	MK01 MK05 MK09 MK10	(佐伯区) (安芸区) (安佐北区) (安芸郡)	KM02	(安佐南区)	JY01 KS01	(安佐南区) (安芸郡)		
3 片道20km～39km	7,000	JG02 JG06 JG23 JG27	(呉市) (呉市) (呉市) (佐伯郡)	JS06	(安佐北区)	MK06 MK07	(東広島) (呉市)	KM01	(呉市)				
4 片道40km～59km	9,000	JG08 JG09 JG17 JG22 JG24	(安芸郡) (豊田郡) (東広島市) (大竹) (佐伯郡)										
5 片道60km～79km	11,000	JG10 JG12 JG19 JG21	(山県郡) (双三郡) (高田郡内) (三次)	JS10	(竹原)								
6 片道80km～99km	13,000	JG07	(尾道市)	JS01 JS14	(三原市) (尾道市)	MK02	(尾道市)			JR02	(庄原)		
7 片道100kmを越える者	15,000	JG04 JG05 JG11 JG13 JG15 JG18 JG20	(世羅郡) (福山市) (府中市) (比婆郡) (福山市) (神石郡・甲奴郡) (尾道市)	JS04 JS08 JS12	(福山市) (福山市) (福山市)	MK03	(福山市)	KM04 KM05	(福山市) (福山市)	KD01 JK01 KY01	(福山市) (福山市) (福山市)		

*選挙区及び発起点から県庁までの距離は、議会で費用弁償の計算の際使用される平成18年度「費用弁償支給状況」表に記載された路程距離による。

1	東京出張(1泊2日)	84,000	うち広島東京間往復交通費54,000円、宿泊費は2万円、雑費3000円×2日、自宅から広島空港往復4000円とみる。2泊目以降は1泊につき23,000円(宿泊費2万円+雑費)加算
2	東京出張(2泊3日)	107,000	うち広島東京間往復交通費54,000円、宿泊費は2万円×2日、雑費3000円×3日、自宅から広島空港往復4000円とみる。
3	広島での宿泊	12,000	但し実費に充当できるが、14,800円を上限とする。
4	県外出張		広島との往復交通費は、東京出張の旅費を基準に、実費相当額を決める。
5	県外出張の宿泊	12,000	但し実費に充当できるが、14,800円を上限とする。

平成18年度 会派別 項目別 不適当支出のまとめ

番号	不適当類型	1-1 私的活動1 (機中、病 気見舞、 法要など)	1-2 宗教活動 に関連す る費用	1-3 私的活動2 (入学式、 運動会、 起工式等 行事や式 典)	1-4 個人的に 参加する 団体の会 費や行事 の参加費	2-1 政党活動	2-2 選挙活動 経費(選挙 応援、旗 中見舞等)	2-4 政策調査 以外の政 治活動	3-1 不適当な 備品等の 購入	3-2 高額品の 購入費・ の維持修 繕費	4-5 5000円を 超える飲 食を伴う会 議(懇談 会)費	4-6 扶分を要 する事務 費・人件費 (按分の上 限は1/ 2)	4-11 議員の調 査活動へ の差別的 な対価	ミス	小計	4-1 4-2 4-3 日額旅費・ 出張旅費の 超過分	Ⅲ類型 会派と個 人の同日 計上	Ⅳ類型 会派の部 会と個人 の同日計 上	合計	うち自主 帰回額 (含ミス)
1	自民党議員会	80,000	0	238,309	0	5,500	0	84,910	112,860	0	1,292,656	3,619,847	0	45,000	5,479,082	6,007,720	597,880	4,935,429	17,020,111	269,870
2	刷新議員会	12,218	0	54,854	0	0	0	7,500	9,187	16,560	2,497,728	1,172,575	0	19,600	3,790,222	4,249,390	48,260	62,000	8,149,872	21,100
3	民主県政会	0	0	367,000	0	0	0	0	0	0	166,190	1,287,025	600,000	120,000	2,540,215	1,739,000	274,900	0	4,554,115	308,000
4	公明党	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	良政会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	587,600	0	0	587,600	0
6	県民同志会	175,840	98,900	700,500	0	0	0	77,000	0	10,000	0	0	0	0	1,062,240	0	0	0	1,062,240	0
7	広政会	10,000	0	47,030	10,000	0	0	0	2,625	0	256,665	0	0	0	326,320	147,770	0	0	474,090	0
8	県政会	40,000	0	188,000	0	0	25,000	0	0	0	0	0	0	0	253,000	0	0	0	253,000	0
9	如水会	0	0	750,056	0	0	0	0	0	0	0	561,748	0	0	1,311,804	0	0	0	1,311,804	759,322
10	共産党	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,430	19,430	0	0	0	19,430	19,430
	合計	318,058	98,900	2,345,749	10,000	5,500	25,000	169,410	124,672	26,560	4,213,239	6,641,195	600,000	204,030	14,782,313	12,731,480	921,040	4,997,429	33,432,262	1,377,722

* 按分計算の過程で生じた小数点以下の端数を処理するため、わずかに合計額等が別資料と異なることがある。

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型															
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	合 計	うち自主 撤回額 (含ミス)
	私的活動1 (慶用、病 気見舞、法 要など)	宗教活動 に関連する 費用	私的活動2 (入学式、 運動会、起 工式等行 事や式典)	個人的に 参加する 団体の会 費や行事 の参加費	政党活動	選挙活動 経費(選挙 応援、陣中 見舞等)	政務調査 以外の政 治活動	不適当な 備品等の 購入	高額の 購入費・そ の維持修 繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を 超える飲食 を伴う会議 費(懇談会 等)	按分を要 する事務 費・人件費 (按分の上 限は1/2)	ミ ス	
JG01	46,700		75,000									28,495	179,100	329,295	
JG02										【資料8-1】【資料8-1】					0
JG03			28,285							【資料8-1】【資料8-1】					
JG04							23,500			【資料8-1】【資料8-1】		629,207	110,000	657,492	
JG05										【資料8-1】【資料8-1】			150,000	133,500	90,000
JG06			38,000		5,500					【資料8-1】【資料8-1】		48,066	44,122	150,000	
JG07	22,500									【資料8-1】【資料8-1】			439,000	135,688	
JG08														461,500	
JG09										【資料8-1】【資料8-1】				0	
JG10													370,500	452,105	
JG11												81,605	3,400	3,400	
JG12															
JG13															
JG14															
JG15															
JG16			10,000				60,000					410,120	11,865	410,120	
JG17												61,153		11,865	
JG18														131,153	
JG19															
JG20								112,860							
JG21													61,113	173,973	112,860
JG22	10,800		7,200										531,481	531,481	
JG23													1,024,711	1,024,711	
JG24														18,000	18,000
JG25														0	
JG26			27,910				1,410						230,000	230,000	
JG27												30,610	132,300	237,230	49,010
JG28			51,914										335,655	335,655	
会派														51,914	
合計	80,000	0	238,309	0	5,500	0	84,910	112,860	0			1,292,656	3,619,847	5,479,082	269,870

* 詳細は【資料7-3-1】

* 按分計算の過程で生じた小数点以下の端数を処理するため、わずかに合計額等が別資料と齟齬することがある。

刷新 議員会	不適当支出の類型													合 計	うち自主 撤回額 (含ミス)		
	番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5			4-6	ミス
		私的活動1 (慶弔、病 気見舞、法 要など)	宗教活動 に関連する 費用	私的活動2 (入学式、 運動会、起 工式等行事 や式典)	個人的に 参加する 団体の会 費や行事 の参加費	政党活動	選挙活動 経費(選挙 応援、陣中 見舞等)	政治活動 以外の政 治活動	不適当な 備品等の 購入	高額品の 購入費・そ の維持修 繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を 超える飲食 を伴う会議 (総議会費)	按分を要 する事務 費・人件費 (按分の上 限は1/2)	議員の計 上ミスで分 類不明		
JS01																	0
JS02																	0
JS03											【資料8-1】	【資料8-1】					0
JS04																	0
JS05											【資料8-1】	【資料8-1】					0
JS06	11,000			23,000							【資料8-1】	【資料8-1】	258,075			292,075	
JS07						1,500							614,500			616,000	1,500
JS08													300,000			300,000	
JS09																	0
JS10						6,000										6,000	
JS11								9,187	16,560							25,747	
JS12			7,100												7,000	14,100	7,000
JS13			24,754								【資料8-1】	【資料8-1】			12,600	37,354	12,600
JS14	1,218															1,218	
会派											【資料8-1】	【資料8-1】	2,497,728			2,497,728	
合計	12,218	0	54,854	0	0	0	7,500	9,187	16,560				1,172,575	19,600	3,790,222	21,100	

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

* 類型4-5の会派分の詳細は【資料7-3-2-2】

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型																	
民主 県政会	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	4-11	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
番号	私的活動1 (慶弔、病 気見舞、法 要など)	宗教活動 に関連する 費用	私的活動2 (入学式、 運動会、起 工式等行 事や式典)	個人的に 参加する 団体の会 費や行事 の参加費	政党活動	選挙活動 経費(選挙 応援、陣中 見舞等)	政務調査 以外の政 治活動	不適当な 備品等の 購入	高額品の 購入費、そ の維持修 繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を 超える飲食 を伴う会議 (懇談会)費	按分を要 する事務 費・人件費 (按分の上 限は1/2)	議員の調 査活動へ の実質的 な対価	議員の計 上ミスで分 類不明		
MK01													275,000			275,000	
MK02													600,000			600,000	
MK03			51,000							【資料8-1】	【資料8-1】				20,000	71,000	55,000
MK04			15,000							【資料8-1】	【資料8-1】		275,000		5,000	295,000	5,000
MK05			10,000							【資料8-1】	【資料8-1】	82,190	137,025		75,000	304,215	75,000
MK06			61,000							【資料8-1】	【資料8-1】	84,000				145,000	23,000
MK07										【資料8-1】	【資料8-1】					0	
MK08																0	
MK09										【資料8-1】	【資料8-1】					70,000	40,000
MK10										【資料8-1】	【資料8-1】				20,000	180,000	110,000
会派														600,000		600,000	
合計	0	0	367,000	0	0	0	0	0	0			166,190	1,287,025	600,000	120,000	2,540,215	308,000

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

平成18年度 会派支給の質問準備会議費の明細表
不適當支出(類型4-11)

日付	関係議員	支出項目	支出金額	用務内容	評価	類型	不適當支出額	算式
9月19日	MK05	会議費 (会派共通費)	50,000	質問準備会議として、1回当たり1人5万円の定額を計上している。	×	4-11	50,000	0
10月2日	MK05 MK10	会議費	100,000	同前	×	4-11	100,000	0
10月6日	MK08 MK04	会議費	100,000	同前	×	4-11	100,000	0
11月20日	MK08	会議費	50,000	同前	×	4-11	50,000	0
2月1日	MK04 MK10 MK02	会議費	150,000	同前	×	4-11	150,000	0
2月19日	MK05 MK07 MK09	会議費	150,000	同前	×	4-11	150,000	0
	計		600,000				600,000	0

* 会派の共通費からの支出である。

* 日付、金額・対象議員・支出項目は、会派の政務調査費支出状況表に基づく。

* 質問準備会議費とは、会派から議会での質問担当者に支払う費用であり、質問を準備する為に要する資料作成、資料購入、調査研究に要する費用などの概算額という説明であった。
しかし議員の使用を示す領収書はなく、実質的には、質問担当者の準備行為への対価を支払うものであり不適當と判断する。

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型																
公明党	不適当支出の類型											合計	うち自主 撤回額 (含ミス)			
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、運 動会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙心 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費・その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	ミス		
	該当者なし															

【資料7-2-4】

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型																
良政会	不適当支出の類型											合計	うち自主 撤回額 (含ミス)			
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、運 動会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙心 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費・その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	ミス		
JR01										【資料8-1】	-				0	
JR02										【資料8-1】	-				0	
JR03										【資料8-1】	-				0	
JR04										【資料8-1】	-				0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)
* 旅費以外の不適当支出は見当たらない。

【資料7-2-5】

不適當支出の類型																
議員同志会	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
番号	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、通 勤会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙志 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費・その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	議員の計上 ミスで分類 不明		
KD01															0	
KD02	175,840	98,900	700,500				77,000		10,000						1,062,240	0
合計	175,840	98,900	700,500	0	0	0	77,000	0	10,000			0	0	0	1,062,240	0

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)
 * 類型4-5関連:人件費については、議長報告ではゼロであるが、外部監査人への報告では三原事務所への分担金として66万円支出したとあり食い違いがある。
 証拠が無く何れが正しいか不明のため、按分から除外した。

【資料7-2-6】

不適當支出の類型																
広政会	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
番号	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、通 勤会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙志 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費・その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	議員の計上 ミスで分類 不明		
JK01	10,000		47,030	10,000				2,625				256,665			326,320	0
JK02															0	0
合計	10,000	0	47,030	10,000	0	0	0	2,625	0			256,665	0	0	326,320	0

* 人件費は、JK01、JK02とも事務費の按分をしていること、人件費計上金額が比較的少額であったため按分をしたものと認めた。
 * 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

【資料7-2-7】

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型																
県政会																
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、運 動会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙心 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費、その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	議員の計上 ミスで分類 不明	253,000	0
KS01	40,000		188,000			25,000									253,000	0
合計	40,000	0	188,000	0	0	25,000	0	0	0			0	0	0	253,000	0

* 人件費は、後援会活動が全くなき、金額が少額であるため按分を問題としない。

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

平成18年度 議員別 不適当支出(旅費以外)の類型別集計表

不適当支出の類型																
如水会																
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6	ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)
	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、運 動会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙心 援、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額品の購 入費、その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	按分を要す る事務費・人 件費(按分 の上限は1 /2)	議員の計上 ミスで分類 不明	1,311,804	759,322
JY01			750,056										561,748		1,311,804	759,322
合計	0	0	750,056	0	0	0	0	0	0			0	561,748	0	1,311,804	759,322

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

不適当支出の類型																		
共産党													ミス	合計	うち自主 撤回額 (含ミス)			
番号	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-4	3-1	3-2	4-1	4-3	4-5	4-6					
	私的活動1 (慶弔、病氣 見舞、法要 など)	宗教活動に 関連する費 用	私的活動2 (入学式、運 動会、起工 式等行事や 式典)	個人的に参 加する団体 の会費や行 事の参加費	政党活動	選挙活動経 費(選挙心 舞、陣中見 舞等)	政務調査以 外の政治活 動	不適当な備 品等の購入	高額の購 入費、その 維持修繕費	日額旅費 別紙【資料 8-1】	東京出張 別紙【資料 8-1】	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	5000円を超 える飲食を 伴う会議(懇 談会)費	抜分を要す る事務費・人 件費(抜分 の上限は1 /2)	議員の計上 ミスで分類 不明	19,430	19,430	19,430
KY															19,430	19,430	19,430	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,430	19,430	19,430	

* 自主撤回とは、外部監査開始後、議員から会派を通じて外部監査人に対し政務調査費としての計上を撤回するとの申し出があったものをいう(計算ミスを含む)

【資料7-2-10】

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.6.6	JG01	資料購入費	46,700	「地元地域振興に関する配付資料購入」と記載。領収証は〇〇(株)とあるが、但し書き無し。何を買ったのか。関連性説明不十分。	×	1-1	0	46,700	
H18.5.4	JG01	調査研究費	50,000	5/4~5 鳥取出張。大山地域の調査2人とあるが、調査相手の説明無し。	×	1-3	0	50,000	
H18.5.15	JG01	会議費	15,000	領収証は、〇〇さんを囲む会発行。〇〇受賞を祝う会費としてとなっている。記帳も「受賞祝賀会」としている。	×	1-3	0	15,000	
H18.7.2	JG01	会議費	10,000	叙勲の祝賀会。関連性の説明不十分。	×	1-3		10,000	
H18.4.19	JG01	会議費	33,495	▼ pm8:00から3名 酒食有り	×	4-5	5000	28,495	
H18.4.12	JG01	事務費	22,752	電話料NTTドコモ	×	4-6	1/2	11,376	
H18.5.16	JG01	事務費	28,609	電話料NTTドコモ	×	4-6	1/2	14,305	
H18.5.30	JG01	調査研究費	100,000	大分出張。5/30~6/3。	×	4-6	1/2	50,000	
H18.6.12	JG01	事務費	22,320	電話料NTTドコモ	×	4-6	1/2	11,160	
H18.7.15	JG01	事務費	14,376	NTT通話料。	×	4-6	1/2	7,188	
H18.7.31	JG01	事務費	30,471	NTTドコモの通話料。	×	4-6	1/2	15,236	
H18.8.31	JG01	事務費	37,786	NTTドコモの通話料。	×	4-6	1/2	18,893	
H18.10.2	JG01	事務費	25,444	電話料	×	4-6	1/2	12,722	
H19.1.4	JG01	事務費	32,015	NTTドコモ中国携帯電話使用料	×	4-6	1/2	16,008	
H19.1.31	JG01	事務費	21,988	NTTドコモ中国携帯電話使用料	×	4-6	1/2	10,994	
H19.2.28	JG01	事務費	22,438	NTTドコモ中国携帯電話使用料	×	4-6	1/2	11,219	
	JG01小計		513,394						429,295
	JG02小計		0						0
H18.4.19	JG03	会議費	33,285	領収書は流川〇〇ビル 店名▼▼。支出状況表には「新年度事業執行方針について打合せ」として計上してあるが、目的はともかく、場所、金額の不適合	×	1-3	0	28,285	
H18.5.31	JG03	会議費	40,840	領収証は「▼▼」胡町。支出状況表には「拠点都市機能強化について」とある	×	4-5	5000	35,840	
H18.6.2	JG03	会議費	44,677	館▼▼ 鉄砲町 支出状況表には「6月定例会質問事項等協議懇談」とある	×	4-5	5000	39,677	
H18.6.20	JG03	会議費	34,330	領収証は「▼▼」胡町。支出状況表には「6月定例会質問事項等協議懇談」とある	×	4-5	5000	29,330	
H18.7.19	JG03	会議費	28,700	「〇〇」流川町。会議の出席者人数、参加者の肩書、参加者分の費用の負担の有無、酒食の提供の有無	×	4-5	5000	23,700	
H18.7.26	JG03	会議費	22,785	館▼▼ 会議の出席者人数、参加者、参加者分の費用の負担の有無不明	×	4-5	5000	17,785	
H18.8.18	JG03	会議費	77,174	「▼▼」館 会議の出席者人数、参加者、参加者分の費用の負担の有無不明	×	4-5	5000	72,174	
H18.9.19	JG03	会議費	36,855	館▼▼ 会議の出席者人数、参加者、参加者分の費用の負担の有無不明	×	4-5	5000	31,855	
H18.9.28	JG03	会議費	31,500	▼▼ 会議の出席者人数、参加者、参加者分の費用の負担の有無不明	×	4-5	5000	26,500	
H18.10.12	JG03	会議費	22,050	東部連立主体事業についての懇談会 中区胡町 寿司店▼▼	×	4-5	5000	17,050	
H18.10.26	JG03	会議費	38,692	地方選挙制度について意見交換。東京東麻布▼▼	×	4-5	5000	33,692	
H18.11.17	JG03	会議費	34,860	12月議会運営方針等についての懇談。▼▼にて開催。	×	4-5	5000	29,860	
H18.12.6	JG03	会議費	81,559	県経済活性化についての意見交換。〇〇にて開催。	×	4-5	5000	76,559	
H19.1.18	JG03	会議費	63,000	新年度予算復活要求に関する懇談経費 ホテル〇〇 御食事代として	×	4-5	5000	58,000	
H19.1.25	JG03	会議費	33,810	2月議会提案見込事項について協議・意見交換館▼▼	×	4-5	5000	28,810	
H19.2.19	JG03	会議費	44,940	新年度予算について懇談経費 〇〇屋台 ▼▼	×	4-5	5000	39,940	
H19.2.27	JG03	会議費	25,935	新年度新規事業執行方針等懇談経費 ▼▼	×	4-5	5000	20,935	
H19.3.5	JG03	会議費	52,500	県財政、市町村財政について懇談 ホテル〇〇 食事代として	×	4-5	5000	47,500	
	JG03小計		747,492						657,492
H19.1.8	JG04	会議費	15,000	領収書「〇〇君の国務大臣を祝う会」会費	×	2-4	0	15,000	
H19.1.11	JG04	会議費	2,000	薬害平成19年〇〇後援会・〇〇党広島県〇〇選挙区支部合同新年互例会	×	2-4	0	2,000	
H19.1.17	JG04	会議費	3,000	第〇選挙区(〇〇賀詞交歓会) 平成▼▼新年賀詞交歓会会費として〇〇党広島県本部	×	2-4	0	3,000	
H19.1.17	JG04	調査研究費	3,500	第〇選挙区(〇〇賀詞交歓会)	×	2-4	0	3,500	
H18.4.30	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.5.31	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.6.30	JG04	調査研究費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.7.31	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.8.31	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.9.30	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H18.10.31	JG04	事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.11.30	JG04 事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H19.1.31	JG04 事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H19.2.28	JG04 事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
H19.3.31	JG04 事務費	26,000	記帳は地代20,000円と光熱費6,000円。当初両科目とも按分負担と回答されていたが地代が総額20,000円であり、按分として月額10,000円に訂正された。	×	4-6	16000	10,000	一部自主撤回
	JG04 小計	309,500						
H18.7.10	JG05 人件費	300,000	△△作成の領収書のコピーの宛名が「〇〇社」になっている。後日「宛名が間違い。政務調査を行っている、処理されていると思う。」として、別に10/2付、△△作成の議員宛領収証(但書きは、経済動向環境調査費)を提出してきたが、10/2付の領収証を7/10に記帳するのは説明になっていない。人件費なら按分の問題がある。	×	4-6	1/2	150,000	
	JG05 小計	300,000						133,500
H18.8.10	JG06 事務費	10,000	盆供養のお供えとされている	×	1-3	0	10,000	
H19.1.6	JG06 事務費	18,000	県政報告 葉書代とあるが領収書は年賀葉書360枚である。	×	1-3	0	18,000	
H19.1.26	JG06 会議費	10,000	〇〇市議会議員退任者の会費及び懇談会会費 同連席	×	1-3	0	10,000	
H18.9.1	JG06 政務調査費	5,500	「〇〇党中国ブロック大会出席」	×	2-1	0	5,500	
H19.2.2	JG06 会議費	28,066	県地域事務所に対する状況聴取と会食 〇〇4名分会席@5000円+ビール本、酒3本	×	4-5	20000	48,066	
H18.4.6	JG06 事務費	8,032	コピー代	×	4-6	1/2	4,016	
H18.4.25	JG06 事務費	2,835	電話代(KDDI)	×	4-6	1/2	1,418	
H18.5.1	JG06 事務費	4,345	電話代(KDDI)	×	4-6	1/2	2,173	
H18.5.1	JG06 事務費	6,918	電話代	×	4-6	1/2	3,459	
H18.5.31	JG06 事務費	4,310	KDDI代金	×	4-6	1/2	2,155	
H18.5.31	JG06 事務費	11,737	電話代	×	4-6	1/2	5,869	
H18.6.15	JG06 事務費	3,967	電話代(日本テレコム)	×	4-6	1/2	1,984	
H18.6.26	JG06 事務費	2,835	KDDI代金	×	4-6	1/2	1,418	
H18.6.30	JG06 事務費	4,555	KDDI代金	×	4-6	1/2	2,278	
H18.6.30	JG06 事務費	7,737	電話代	×	4-6	1/2	3,869	
H18.7.6	JG06 事務費	8,032	ゼロックス代の全額計上	×	4-6	1/2	4,016	
H18.7.18	JG06 事務費	7,004	日本テレコムの電話代金	×	4-6	1/2	3,502	
H18.7.25	JG06 事務費	2,835	KDDIの電話代金	×	4-6	1/2	1,418	
H18.7.31	JG06 事務費	3,779	NTT通話料	×	4-6	1/2	1,890	
H18.7.31	JG06 事務費	4,612	プロバイダ料金	×	4-6	1/2	2,306	
H18.8.2	JG06 事務費	4,710	電気器具部品	×	4-6	1/2	2,355	
	JG06 小計	159,809						135,688
H18.4.12	JG07 研修費	25,000	〇〇研修費とは?桁違いの2500円が正しいと自認	×	1-1	2500	22,500	
H18.4/10 5/10 6/12	JG07 人件費	210,000	毎月70000円づつ〇〇へ書類整理として支払。	×	4-6	1/2	105,000	
H18.7/10 8/10 9/11	JG07 人件費	210,000	毎月70000円づつ〇〇へ書類整理として支払。	×	4-6	1/2	105,000	
H18.10/10 11/10 12/11	JG07 人件費	210,000	毎月70000円づつ〇〇へ書類整理として支払。	×	4-6	1/2	105,000	
H19.1.15	JG07 資料作成費	248,000	〇〇電器/パソコン代	×	4-6	1/2	124,000	
	JG07 小計	878,000						461,500
	JG08 小計	0						0
	JG09 小計	0						0
H18.7.14	JG10 会議費	10,360	町会議員との会食。	×	4-5	5000	5,360	
H18.7.15	JG10 会議費	6,006	地元教育関係者との昼食代。	×	4-5	5000	1,006	
H18.7.29	JG10 会議費	27,810	焼肉店〇〇の領収書	×	4-5	5000	22,810	
H18.8.2	JG10 会議費	12,680	すし店の領収書。	×	4-5	5000	7,680	
H18.9.21	JG10 会議費	22,550	領収証はお食事代。中区大手町 ▼▼。	×	4-5	5000	17,550	
H18.9.27	JG10 会議費	10,300	領収証はお食事代。中区大手町 ▼▼。	×	4-5	5000	5,300	
H18.10.2	JG10 会議費	18,600	焼肉 ▼▼にて県政調査。飲酒あり	×	4-5	5000	13,600	
H19.3.7	JG10 会議費	13,299	広島出張旅費(県政調査)焼肉 ▼▼	×	4-5	5000	8,299	
H18.4.4	JG10 人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)。	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.9	JG10 人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.16	JG10 人件費	8,000	広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.19	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費-各種研究会費(交通対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.22	JG10 人件費	8,000	郡内2出張旅費(農業振興・商業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.23	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費(高齢者対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.4.29	JG10 人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.4	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.14	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費(観光対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.16	JG10 人件費	8,000	広島・郡内2出張旅費(県政・商工業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.17	JG10 人件費	8,000	安芸高田市出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.21	JG10 人件費	8,000	郡内3出張旅費(教育・伝統文化対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.26	JG10 人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.27	JG10 人件費	8,000	郡内3出張旅費(教育・商工業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.28	JG10 人件費	8,000	浜田市・郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.5.29	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.6.1	JG10	人件費	8,000	浜田市出張旅費(商工観光対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.3	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(商工・農村対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.10	JG10	人件費	8,000	郡内・広島出張旅費(福祉・県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.11	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.12	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(商工業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.15	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.18	JG10	人件費	8,000	広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.20	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費・各種研究会費(治安対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.23	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.24	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.29	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(商工観光対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.6.30	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(産業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.1	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.9	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.10	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(農村対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.14	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.15	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(教育・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.16	JG10	人件費	8,000	浜田市・郡内2出張旅費(教育・農業農村対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.17	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.20	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(医療・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.26	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(農業・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.7.29	JG10	人件費	8,000	郡内・広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.5	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.8	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.10	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.12	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(教育文化芸術調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.20	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.24	JG10	人件費	8,000	郡内2・広島出張旅費(安全安心対策・県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.27	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(少子高齢化対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.8.28	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.2	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.3	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.9	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.10	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(教育振興調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.14	JG10	人件費	5,000	安芸高田市・郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	2,500	
H18.9.17	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(保健福祉・安全安心対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.23	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(文化芸術振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.9.25	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(産業振興調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.7	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(農林業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.8	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(農林業対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.17	JG10	人件費	8,000	浜田市出張旅費(広域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.22	JG10	人件費	8,000	郡内・広島出張旅費(福祉・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.26	JG10	人件費	8,000	安芸高田市出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.28	JG10	人件費	8,000	安芸高田市出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.29	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.6	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.7	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.11	JG10	人件費	8,000	浜田市・郡内出張旅費(広域振興・県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.14	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.16	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.17	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(農林業・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.11.26	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(文化・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.6	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.8	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.14	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.15	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.17	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.23	JG10	人件費	8,000	広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H18.12.25	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(教育対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.6	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.13	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.17	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.18	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.21	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.23	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.25	JG10	人件費	8,000	広島・郡内出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.1.26	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.3	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(教育・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.4	JG10	人件費	8,000	広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.10	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.11	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.18	JG10	人件費	8,000	郡内2出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.2.23	JG10	人件費	8,000	郡内出張旅費(地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適当支出額	自主撤回
H19.2.24	JG10 人件費	8,000	広島・郡内2出張旅費(県政・地域振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.3.1	JG10 人件費	8,000	郡内出張旅費(農林業振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.3.7	JG10 人件費	8,000	広島出張旅費(県政調査)	×	4-6	1/2	4,000	
H19.3.11	JG10 人件費	8,000	広島・郡内2出張旅費(県政・農林業振興対策調査)	×	4-6	1/2	4,000	
	JG10 小計	662,605						452,105
H19.1.30	JG11 会議費	8,400	懇談会費用、領収書なし	×	4-5	5000	3,400	
	JG11 小計	8,400						3,400
	JG12 小計	0						0
	JG13 小計	0						0
H18.4.8	JG14 会議費	15,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	10,000	
H18.4.10	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.4	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.7	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.11	JG14 会議費	15,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	10,000	
H18.5.13	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.15	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.16	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.20	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.5.27	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.4	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.8	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.10	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.11	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.17	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.27	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.6.28	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.8	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.22	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.26	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.28	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.29	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.31	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.3	JG14 会議費	6,440	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	1,440	
H18.8.5	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.6	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.20	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.22	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.26	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.8.31	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.9.10	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.9.14	JG14 会議費	15,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	10,000	
H18.10.3	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.10.12	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.10.14	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.10.19	JG14 会議費	7,100	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	2,100	
H18.10.21	JG14 会議費	6,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	1,000	
H18.11.6	JG14 会議費	8,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	3,000	
H18.11.7	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.11.12	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.11.13	JG14 会議費	6,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	1,000	
H18.11.15	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.11.19	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.11.28	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.1	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.2	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.4	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.7	JG14 会議費	6,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	1,000	
H18.12.8	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.9	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H18.12.10	JG14 会議費	8,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	3,000	
H18.12.14	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.3	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.9	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.13	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.14	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.15	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.16	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.17	JG14 会議費	6,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	1,000	
H19.1.18	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.19	JG14 会議費	5,940	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	940	
H19.1.21	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.1.26	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.6	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.8	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.10	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.13	JG14 会議費	10,660	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,660	
H19.2.17	JG14 会議費	20,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	15,000	
H19.2.20	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.24	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.2.26	JG14 会議費	10,990	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,990	
H19.3.2	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.3	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適当支出額	自主撤回
H19.3.7	JG14 会議費	8,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	3,000	
H19.3.10	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.16	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.19	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.20	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.22	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.24	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.26	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.27	JG14 会議費	10,000	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,000	
H19.3.28	JG14 会議費	10,990	会議費の領収書なし	×	4-5	5000	5,990	
JG14小計		825,120						
H18.4.12	JG15 事務費	7,875	通信費とあるが、携帯電話料金と回答	×	4-6	1/2	3,938	410,120
H18.5.17	JG15 事務費	7,980	通信費とあるが、携帯電話料金と回答	×	4-6	1/2	3,990	
H18.6.20	JG15 事務費	7,875	通信費とあるが、携帯電話料金と回答	×	4-6	1/2	3,938	
JG15小計		23,730						11,865
H18.6.9	JG16 会議費	10,000	〇〇学園50周年 支払証明書のみであったが、後日、私学振興策研究として参加と説明された。	×	1-3	0	10,000	
H18.6.10	JG16 研修費	20,000	記帳は〇〇、国勢調査とあるが領収書は、〇〇後援会	×	2-4	0	20,000	
H18.6.24	JG16 研修費	20,000	領収書は「〇〇会」〇〇君を励ます会	×	2-4	0	20,000	
H18.6.27	JG16 会議費	10,000	領収書は〇〇広島県議会議員在職〇〇周年を祝う会	×	2-4	0	10,000	
H18.10.16	JG16 研修費	10,000	領収書は「〇〇を励ます会」	×	2-4	0	10,000	
H18.4.20	JG16 会議費	21,000	政策研究のための会食費と説明されたが領収書は中区田中町「味どころ」▼▼	×	4-5	5000	16,000	
H18.4.25	JG16 会議費	16,210	政策研究のための会食費と説明されたが領収書は銀山町 串焼き▼▼	×	4-5	5000	11,210	
H18.6.1	JG16 会議費	11,300	政策研究のための会食費と説明されたが領収書は銀山町 串焼き▼▼	×	4-5	5000	6,300	
H18.6.2	JG16 会議費	17,745	支出状況表には「藤案調査」とあるが、領収書は中区銀山町 ▼▼	×	4-5	5000	12,745	
H18.6.19	JG16 会議費	19,898	議員定数とあるが、領収書は計上額のうち、16,748円は区銀山町 ▼▼	×	4-5	5000	14,898	
JG16小計		150,153						141,153
JG17小計		0						0
JG18小計		0						0
H18.10.	JG19 事務費	112,860	10/4のテレビ購入費か?→記載ミスのため112860円を削除すると説明あり。	×	3-1	0	112,860	自主撤回
H18.4.25	JG19 事務費	10,975	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,488	
H19.3.25	JG19 事務費	10,549	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,275	
H19.2.25	JG19 事務費	10,405	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,203	
H19.1.25	JG19 事務費	10,384	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,192	
H18.12.25	JG19 事務費	10,468	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,234	
H18.11.25	JG19 事務費	10,839	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,420	
H18.10.25	JG19 事務費	10,699	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,350	
H18.9.25	JG19 事務費	10,699	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,350	
H18.8.25	JG19 事務費	10,816	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,408	
H18.7.25	JG19 事務費	10,856	AU電話料金	×	4-6	1/2	5,428	
H18.6.25	JG19 調査研究費	1,500	AU電話料金	×	4-6	1/2	750	
H18.5.25	JG19 事務費	14,035	AU電話料金	×	4-6	1/2	7,018	
JG19小計		235,085						173,073
H18.4.7 ほか	JG20 事務費	39,004	光熱費	×	4-6	1/2	19,502	
H18.4.20	JG20 事務費	40,310	通信費	×	4-6	1/2	20,155	
H18.5.8 ほか	JG20 事務費	30,700	光熱費	×	4-6	1/2	15,350	
H18.5.20	JG20 事務費	35,247	通信費	×	4-6	1/2	17,624	
H18.6.7 ほか	JG20 事務費	30,546	光熱費	×	4-6	1/2	15,273	
H18.6.20 ほか	JG20 事務費	53,548	通信費	×	4-6	1/2	26,774	
H18.7.7 ほか	JG20 事務費	35,172	光熱費	×	4-6	1/2	17,586	
H18.7.31	JG20 事務費	11,613	通信費	×	4-6	1/2	5,807	
H18.8.4 ほか	JG20 事務費	75,243	通信費	×	4-6	1/2	37,622	
H18.8.7 ほか	JG20 事務費	36,965	光熱費	×	4-6	1/2	18,483	
H18.9.7 ほか	JG20 事務費	38,495	光熱費	×	4-6	1/2	19,248	
H18.9.11 ほか	JG20 事務費	34,796	通信費	×	4-6	1/2	17,398	
H18.10.2	JG20 事務費	29,781	水道光熱費	×	4-6	1/2	14,891	
H18.10.20	JG20 事務費	44,184	電話料。電話は3本	×	4-6	1/2	22,092	
H18.11.7 ほか	JG20 事務費	28,602	光熱費	×	4-6	1/2	14,301	
H18.11.11 ほか	JG20 事務費	63,563	通信費	×	4-6	1/2	31,782	
H18.12.7 ほか	JG20 事務費	36,249	光熱費	×	4-6	1/2	18,125	
H18.12.10 ほか	JG20 事務費	49,188	通信費	×	4-6	1/2	24,594	
H19.1.9	JG20 事務費	7,579	光熱費 ガス代	×	4-6	1/2	3,790	
H19.1.10	JG20 事務費	29,525	通信費 電話代	×	4-6	1/2	14,763	
H19.1.18	JG20 事務費	5,942	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	2,971	
H19.1.22	JG20 事務費	20,000	通信費 切手代	×	4-6	1/2	10,000	
H19.1.22	JG20 事務費	24,323	通信費 電話代	×	4-6	1/2	12,162	
H19.1.30	JG20 事務費	24,825	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	12,413	
H19.1.31	JG20 事務費	1,410	光熱費 水道代	×	4-6	1/2	705	
H19.2.7	JG20 事務費	9,234	光熱費 ガス代	×	4-6	1/2	4,617	
H19.2.13	JG20 事務費	5,420	通信費 切手代	×	4-6	1/2	2,710	
H19.2.13	JG20 事務費	26,034	通信費 電話代	×	4-6	1/2	13,017	
H19.2.20	JG20 事務費	26,992	通信費 電話代	×	4-6	1/2	13,496	
H19.2.26	JG20 事務費	8,052	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	4,026	
H19.2.28	JG20 事務費	1,410	光熱費 水道代	×	4-6	1/2	705	
H19.2.28	JG20 事務費	31,722	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	15,861	
H19.3.7	JG20 事務費	14,398	光熱費 ガス代	×	4-6	1/2	7,199	
H19.3.12	JG20 事務費	18,442	通信費 電話代	×	4-6	1/2	9,221	
H19.3.15	JG20 事務費	10,579	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	5,290	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H19.3.20	JG20 事務費	31,508	通信費 電話代	×	4-6	1/2	15,754	
H19.3.29	JG20 事務費	50,947	光熱費 電気代	×	4-6	1/2	25,474	
H19.3.30	JG20 事務費	1,410	光熱費 水道代	×	4-6	1/2	705	
	JG20 小計	1,052,962						551,481
第1四半期	JG21 事務費	62,109	毎月通信費、コピー代、電話代として計上	×	4-6	1/2	31,055	
第1四半期	JG21 人件費	398,058	毎月末に給料として計上	×	4-6	1/2	199,029	
第2四半期	JG21 事務費	0		×	4-6	1/2	0	
第2四半期	JG21 人件費	396,566	毎月末に給料として計上	×	4-6	1/2	198,283	
第3四半期	JG21 事務費	70,461	電話代、新聞代等	×	4-6	1/2	35,231	
第3四半期	JG21 人件費	395,531	毎月末に給料として計上	×	4-6	1/2	197,766	
第4四半期	JG21 事務費	192,116	電話代、新聞代等	×	4-6	1/2	96,058	
第4四半期	JG21 人件費	534,581	毎月末に給料として計上	×	4-6	1/2	267,291	
	JG21 小計	2,049,422						1,024,711
H19.1.31	JG22 資料購入費	10,800	(社)〇〇会から購入された本は記載ミスのため、削除しますと回答された。	×	1-1	0	10,800	自主撤回(記載ミス)
H19.1.31	JG22 調査研究費	7,200	(社)〇〇会→記載ミスのため、削除しますと回答された。	×	1-3	0	7,200	自主撤回(計管ミス)
	JG22 小計	18,000						18,000
	JG23 小計	0						0
	JG24 小計	0						0
H19.4.20	JG25 事務費	460,000	事務所に設置。領収書はパソコンとプリンタ代金として460000円が記載されている。	×	4-6	1/2	230,000	
	JG25 小計	460,000						230,000
H18.4.22	JG26 調査研究費	25,310	県政意見交換会合費(道州制について意見交換24名)と説明されたが、領収書は写しであり、後から打合せ会場として記載しているが、元は御飲食代として、4/21▼の領収があるので日付記載ミスと思われる。	×	1-3	0	25,310	
H19.2.28	JG26 調査研究費	2,600	燃料費とあるが、領収書は手洗洗車2100、室内清掃500、計上取消 集計ミス	×	1-3	0	2600	自主撤回
H19.1.9	JG26 事務費	1,410	㈱〇〇支払名義が〇〇後援会となっている。→計上取消 集計ミス	×	2-4	0	1,410	自主撤回
H18.4.21	JG26 調査研究費	25,610	県政意見交換会合費(県政全般、教育について17名とあるが、領収書〇〇「お食事代▼▼25610円」とあり、4/21に2カ所の領収書がある。	×	4-5	5000	20,610	
H18.5.25	JG26 研修費	10,000	県政意見交換会合費(地域活性化策など12名)→領収証は、中区堀川町 ホルモン料理店「▼▼」5月25日の領収。科目錯誤	×	4-5	5000	5,000	
H18.7.16	JG26 会議費	10,000	県政意見交換会合費(県政全般、高齢者福祉など5名) ▼▼飯店の領収証	×	4-5	5000	5,000	
H18.4.28	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.5.31	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.6.30	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.7.28	JG26 事務費	22,050	リース機器(コピー機他)。「政務調査専用」と説明して引き落とし通帳複写を添付しているが、毎月7560円、14490円の2台分あり 2台とも政務調査専用とは考えられない。	×	4-6	1/2	11,025	
H18.8.29	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.9.28	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.10.30	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.11.28	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.12.31	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H19.1.31	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H19.2.28	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H19.3.28	JG26 事務費	22,050	同7/28	×	4-6	1/2	11,025	
H18.11.8	JG26 研修費	45,000	〇〇屋。計上取消 集計ミス「他会計処理分とをそれぞれで錯誤していた為、そちらの分と入れ替えて計上しております。」との回答あり。	×	ミス	0	45,000	自主撤回
	JG26 小計	384,530						237,230
H18.4.10	JG27 事務費	3,513	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,757	
H18.4.27	JG27 事務費	23,962	電話代	×	4-6	1/2	11,981	
H18.5.2	JG27 事務費	9,660	文具代	×	4-6	1/2	4,830	
H18.5.6	JG27 事務費	3,541	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,771	
H18.5.12	JG27 事務費	10,500	文具代	×	4-6	1/2	5,250	
H18.5.24	JG27 事務費	76,000	印刷代	×	4-6	1/2	38,000	
H18.5.25	JG27 事務費	3,380	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,690	
H18.6.5	JG27 事務費	38,016	電話代	×	4-6	1/2	19,008	
H18.6.7	JG27 事務費	2,812	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,406	
H18.6.13	JG27 事務費	733	文具代	×	4-6	1/2	367	
H18.6.14	JG27 事務費	3,101	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,551	
H18.6.27	JG27 資料購入費	157	文具代	×	4-6	1/2	79	
H18.7.7	JG27 事務費	3,250	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,625	
H18.7.14	JG27 事務費	33,535	電話代	×	4-6	1/2	16,768	
H18.7.18	JG27 事務費	5,040	文具代	×	4-6	1/2	2,520	
H18.7.28	JG27 事務費	8,408	電話代	×	4-6	1/2	4,204	
H18.8.2	JG27 事務費	3,809	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,905	
H18.8.4	JG27 事務費	28,720	通信費	×	4-6	1/2	14,360	
H18.8.21	JG27 事務費	3,918	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,959	
H18.8.29	JG27 事務費	14,261	電話代	×	4-6	1/2	7,131	
H18.8.30	JG27 事務費	3,165	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,583	
H18.9.28	JG27 事務費	29,133	電話代	×	4-6	1/2	14,567	
H18.10.2	JG27 事務費	8,000	通信費	×	4-6	1/2	4,000	
H18.10.13	JG27 調査研究費	3,861	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,931	
H18.11.28	JG27 事務費	3,290	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,645	
H18.11.28	JG27 事務費	22,470	電話代	×	4-6	1/2	11,235	
H18.11.30	JG27 事務費	3,780	文具代	×	4-6	1/2	1,890	
H18.11.30	JG27 事務費	20,867	電話代	×	4-6	1/2	10,434	
H18.11.30	JG27 事務費	33,967	文具代	×	4-6	1/2	16,984	

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適当支出額	自主撤回
H18.12.15	JG27	事務費	95	文具代	×	4-6	1/2	48	
H18.12.17	JG27	事務費	157	文具代	×	4-6	1/2	79	
H18.12.19	JG27	事務費	735	文具代	×	4-6	1/2	368	
H18.12.20	JG27	事務費	2,500	通信費	×	4-6	1/2	1,250	
H18.12.20	JG27	事務費	2,580	文具代	×	4-6	1/2	1,290	
H18.12.25	JG27	事務費	800	通信費	×	4-6	1/2	400	
H18.12.26	JG27	調査研究費	3,460	ガソリン代	×	4-6	1/2	1,730	
H18.12.27	JG27	事務費	750	通信費	×	4-6	1/2	375	
H18.12.31	JG27	事務費	18,566	電話代	×	4-6	1/2	9,283	
H19.1.5	JG27	事務費	4,305	文具代	×	4-6	1/2	2,153	
H19.1.6	JG27	事務費	5,560	電話代	×	4-6	1/2	2,780	
H19.1.8	JG27	事務費	2,100	文具代	×	4-6	1/2	1,050	
H19.1.9	JG27	事務費	6,615	文具代	×	4-6	1/2	3,308	
H19.1.10	JG27	事務費	27,460	通信代	×	4-6	1/2	13,730	
H19.1.24	JG27	調査研究費	3,336	燃料費	×	4-6	1/2	1,668	
H19.1.31	JG27	事務費	27,311	電話代	×	4-6	1/2	13,656	
H19.2.1	JG27	事務費	5,302	文具代	×	4-6	1/2	2,651	
H19.2.1	JG27	事務費	5,695	文具代	×	4-6	1/2	2,848	
H19.2.5	JG27	事務費	420	文具代	×	4-6	1/2	210	
H19.2.7	JG27	調査研究費	7,217	燃料費	×	4-6	1/2	3,609	
H19.2.7	JG27	事務費	19,810	文具代	×	4-6	1/2	9,905	
H19.2.14	JG27	事務費	980	文具代	×	4-6	1/2	490	
H19.2.14	JG27	事務費	1,050	文具代	×	4-6	1/2	525	
H19.2.26	JG27	事務費	325	通信費	×	4-6	1/2	163	
H19.2.26	JG27	調査研究費	7,217	燃料費	×	4-6	1/2	3,609	
H19.3.2	JG27	事務費	27,009	電話代	×	4-6	1/2	13,505	
H19.3.5	JG27	事務費	5,040	通信代	×	4-6	1/2	2,520	
H19.3.10	JG27	調査研究費	3,901	燃料代	×	4-6	1/2	1,951	
H19.3.12	JG27	調査研究費	17,355	通信費	×	4-6	1/2	8,678	
H19.3.14	JG27	調査研究費	3,068	燃料代	×	4-6	1/2	1,534	
H19.3.23	JG27	事務費	5,040	通信費	×	4-6	1/2	2,520	
H19.3.23	JG27	事務費	5,080	通信費	×	4-6	1/2	2,540	
H19.3.28	JG27	事務費	410	通信費	×	4-6	1/2	205	
H19.3.29	JG27	事務費	45,212	電話代	×	4-6	1/2	22,606	
	JG27小計		671,316						335,658
H19.2.2	JG28	会議費	5,580	地域懇談会 中区菜研畑▼▼店 →撤回すること	×	1-3	0	5,580	自主撤回
H19.2.3	JG28	会議費	5,000	地域懇談会 ○○会費として ▼▼ホテル(有)○○ 中区田中町→撤回すること	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H19.2.19	JG28	研修費	4,935	贈○購入品は不明→計上取消 集計ミス	×	1-3	0	4,935	自主撤回
H19.2.20	JG28	会議費	3,550	地域懇談会 レストラン▼▼ 中区流川町 →撤回すること	×	1-3	0	3,550	自主撤回
H19.2.20	JG28	会議費	6,000	地域懇談会 ○○会費として 西区観音本町→撤回すること	×	1-3	0	6,000	自主撤回
H19.2.25	JG28	会議費	3,349	地域懇談会 ○○飲食代 会費 →撤回すること	×	1-3	0	3,349	自主撤回
H19.3.7	JG28	会議費	10,000	地域懇談会 ○○会 ○○郵便局払込→撤回すること	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H19.3.18	JG28	会議費	3,500	地域懇談会 (有)○○ 安佐北区→撤回すること	×	1-3	0	3,500	自主撤回
H19.3.27	JG28	会議費	10,000	地域懇談会 ○○園芸 安佐南区緑井→撤回すること	×	1-3	0	10,000	自主撤回
	JG28小計		51,914						51,914
	総計		9,717,426					5,479,081	5,479,081

* JG10の場合は、人件費の按分が問題。

* JG14の場合は、会議費の領収証がなく、計上額に会議のあとの飲食費が含まれている場合があると認めているので、5000円を上限とした。5000円を下回る場合は、実費を計上したものと判断して全額認め、戻入算はしない。

* JG26の場合、コピー機 政務調査専用 引き落とし通帳複写添付し、通帳では、毎月7560円、14490円の2台分があるが、2台とも政務調査専用とは考えられないから後援会活動との按分を要す。1/2が上限。

* JG27の場合、事務費のうち水道・ガス及び人件費(政務調査費謝金)は按分しているが、その他の事務費に按分を要す。

* 按分計算の過程で生じた小数点以下の端数を処理するため僅かに合計額が別【資料】と異なることがある。

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
	JS01小計	0						0
	JS02小計	0						0
	JS03小計	0						0
	JS04小計	0						0
	JS05小計	0						0
H18.12.6	JS06 調査研究費	8,000	叙勲祝い他	×	1-1	0	8,000	
H19.1.1	JS06 調査研究費	3,000	初日の出参拝	×	1-1	0	3,000	
H18.7.30	JS06 調査研究費	23,000	〇〇党ソフトボール大会	×	1-3	0	23,000	
H18.4.8	JS06 事務費	28,500	コピー代他	×	4-6	1/2	14,250	
H18.4.12	JS06 事務費	15,500	コピーリース代	×	4-6	1/2	7,750	
H18.4.26	JS06 事務費	27,000	事務用品他	×	4-6	1/2	13,500	
H18.5.2	JS06 事務費	18,200	コピー代他	×	4-6	1/2	9,100	
H18.5.15	JS06 事務費	25,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	12,500	
H18.6.17	JS06 事務費	14,700	事務費補助費 コピー代他	×	4-6	1/2	7,350	
H18.6.29	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H18.7.6	JS06 事務費	17,500	事務用品、コピー代	×	4-6	1/2	8,750	
H18.7.11	JS06 事務費	15,800	コピー代他	×	4-6	1/2	7,900	
H18.7.21	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H18.8.14	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H18.9.27	JS06 事務費	20,000	事務用品、コピー代	×	4-6	1/2	10,000	
H18.10.12	JS06 事務費	5,500	事務用品	×	4-6	1/2	2,750	
H18.10.13	JS06 事務費	20,600	コピーリース代	×	4-6	1/2	10,300	
H18.10.27	JS06 事務費	22,000	「事務用品、交通費他」としている	×	4-6	1/2	11,000	
H18.11.15	JS06 事務費	7,250	事務用品 交通費他	×	4-6	1/2	3,625	
H18.11.29	JS06 事務費	24,700	コピーリース代	×	4-6	1/2	12,350	
H18.11.30	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H18.12.20	JS06 事務費	10,500	事務用品	×	4-6	1/2	5,250	
H18.12.22	JS06 事務費	25,300	コピーリース代	×	4-6	1/2	12,650	
H18.12.29	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H19.1.9	JS06 事務費	17,100	事務用品	×	4-6	1/2	8,550	
H19.1.29	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H19.2.12	JS06 事務費	9,500	コピーリース代	×	4-6	1/2	4,750	
H19.2.12	JS06 事務費	12,000	事務用品	×	4-6	1/2	6,000	
H19.2.27	JS06 事務費	20,000	事務費補助費	×	4-6	1/2	10,000	
H19.3.10	JS06 事務費	19,500	コピーリース代	×	4-6	1/2	9,750	
H19.3.26	JS06 事務費	20,000	事務費補助費 電気代	×	4-6	1/2	10,000	
	JS06小計	550,150						292,075
H18.10.18	JS07 調査研究費	1,500	「〇〇君を励ます会」取下げ。	×	2-4	0	1,500	自主撤回
H18.4.30	JS07 人件費	90,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	45,000	
H18.5.31	JS07 人件費	96,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	48,000	
H18.6.26	JS07 人件費	95,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	47,500	
H18.7.31	JS07 人件費	97,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	48,500	
H18.8.31	JS07 人件費	101,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	50,500	
H18.9.30	JS07 人件費	120,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	60,000	
H18.10.31	JS07 人件費	90,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	45,000	
H18.11.30	JS07 人件費	100,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	50,000	
H18.12.28	JS07 人件費	110,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	55,000	
H19.1.31	JS07 人件費	105,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	52,500	
H19.2.28	JS07 人件費	110,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	55,000	
H19.3.26	JS07 人件費	115,000	調査補助員代	×	4-6	1/2	57,500	
	JS07小計	1,230,500						615,000
H18.4.30	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.5.31	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.6.30	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.7.31	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.8.31	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.9.29	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.10.31	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.11.30	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H18.12.29	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H19.1.31	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H19.2.28	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
H19.3.29	JS08 人件費	50,000	人件費(毎月定額)	×	4-6	1/2	25,000	
	JS08小計	600,000						300,000
	JS09小計	0						0
H18.4.1	JS10 調査研究費	6,000	〇〇等県連大会広島	×	2-4	0	6,000	
	JS10小計	6,000						6,000
H18.8.3	JS11 調査研究費	9,187	事務所調理台の修理費の半額を按分負担とある	×	3-1	0	9,187	
H19.1.22	JS11 調査研究費	16,560	事務所エアコン購入費の半額を按分負担とある	×	3-2	0	16,560	
	JS11小計	25,747						25,747
H19.10.22	JS12 調査研究費	7,100	県行事全国育樹祭へ向いた時の旅費	×	1-3	0	7,100	
H19.8.18	JS12 調査研究費	7,000	委員会負担金(報酬引去り)調査の結果、誤記入で計上ミス	×	ミス	0	7,000	自主撤回
	JS12小計	14,100						14,100
H19.5.29	JS13 調査研究費	24,754	事務費	×	1-3	0	24,754	
H19.1.25	JS13 調査研究費	3,150	事務費 重複及び記入間違いが判明したので 除外	×	ミス	0	3,150	自主撤回
H19.11.8	JS13 調査研究費	9,450	地域意見聴取 重複及び記入間違いが判明したので 除外	×	ミス	0	9,450	自主撤回
	JS13小計	37,354						37,354
H19.9.13	JS14 調査研究費	1,218	常備薬	×	1-1	0	1,218	
	JS14小計	1,218						1,218
	合計	2,465,069					1,292,494	1,292,494
	別紙【資料7-2-2】	会議費	3,892,728	会派共通費資料に基づく	×	4-5	2,497,728	
	総計	6,357,797					3,790,222	

* 按分計算の過程で生じた小数点以下の端数を処理するため僅かに合計額が別【資料1】と相異なることがある。

平成18年度 会派の会議(飲食を伴うもの)の不適當支出集計表
4-5類型

用務の日付	参加人数	支出額	許容限度額 (議員1人あたり 5,000円)	不適當支出額 類型4-5	用務
H18.4.27	13	253,807	65,000	188,807	県政意見交換会
H18.5.11	13	236,430	65,000	171,430	県政意見交換会
H18.5.18	11	129,204	55,000	74,204	経済研究交流会
H18.5.25	14	253,282	70,000	183,282	経済研究交流会(〇〇ホテルの373,282 円の一部)
H18.6.20	14	272,964	70,000	202,964	県政意見交換会
H18.6.22	11	110,000	55,000	55,000	4会派交流会会費(〇〇ホテル)
H18.7.4	10	125,015	50,000	75,015	〇〇の請求書
H18.8.3	12	59,500	0	59,500	政調会(政調費)〇〇ホテルビアーレスト ラン
H18.9.11	14	235,470	70,000	165,470	県政意見交換会(政策研究調査会)
H18.9.19	14	135,197	70,000	65,197	経済研究交流会(〇〇)
H18.9.21	14	104,000	70,000	34,000	4会派交流会(〇〇ホテル)
H18.10.2	10	100,000	50,000	50,000	〇〇課との政策調整会議・〇〇会の10 万円は別に請求
H18.10.4	14	217,560	70,000	147,560	総会
H18.11.8	14	240,000	70,000	170,000	〇〇ホテルの領収書(振込額は355,005 円)
H18.11.29	14	165,000	70,000	95,000	〇〇ホテルの領収書
H18.12.4	10	87,663	50,000	37,663	4会派交流会
H18.12.5	14	280,000	70,000	210,000	県政意見交換会
H18.12.15	10	136,300	50,000	86,300	〇〇課との政策調整会議
H18.12.25	14	187,465	70,000	117,465	〇〇へ振込
H19.1.19	14	194,040	70,000	124,040	4会派意見交換会
H19.2.26	12	132,000	60,000	72,000	〇〇課との政策調整会議
H19.3.1	11	130,361	55,000	75,361	〇〇(刷新会) 〇〇会とは別請求書
H19.3.9	14	107,470	70,000	37,470	〇〇室との政策調整会議
合計	291	3,892,728	1,395,000	2,497,728	

- * 共通費(会議費)の中の4-5類型である。
- * 支出額は、会派提出の共通費の資料に基づく
- * 用務の日付は領収書、請求書に記載の無い場合は、証拠書類の作成日付とした。
- * 参加人数は、記載のない場合は会派の全員(14名)が参加したものと判断した。
- * 領収書や請求書に用務の記載の無い場合は支払先を記載
- * H18.8.3は、場所が不適當なため全額不適當支出とする。

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適当支出額	自主撤回
H18.4.30	MK01	人件費	50,000	毎月5万円。回答書では、「事務所の留守番を交代で延べ12人、ボランティアをお願いしてきた。その食事代、コピー代程度で給料と言えないのではない」とある。留守番費用	×	4-6	1/2	25,000	
H18.5.31	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.6.30	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.7.31	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.8.31	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.9.30	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.10.31	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.11.30	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H18.12.28	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H19.1.30	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
H19.2.28	MK01	人件費	50,000	4/30と同じ	×	4-6	1/2	25,000	
	MK01 小計		550,000						276,000
H18.4月	MK02	事務費	100,000	事務委託費として、毎月26日に〇〇コンサルタントに10万円づつ支払。回答では事務費(事務委託費)というが、実質は人件費と判断	×	4-6	1/2	50,000	
H18.5月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.6月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.7月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.8月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.9月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.10月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.11月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H18.12月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H19.1月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H19.2月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
H19.3月	MK02	事務費	100,000	同前	×	4-6	1/2	50,000	
	MK02 小計		1,200,000						600,000
H18.6.9	MK03	調査研究費	16,000	パスポート代。会派としての海外立地県単企業の調査の準備経費とあるが、免許証の取得経費と同様私的経費の性格が強い。	×	1-3	0	16,000	
H18.8.22	MK03	会議費	15,000	〇〇労働会館親睦会【自主取下】	×	1-3	0	15,000	自主撤回
H18.10.13	MK03	会議費	10,000	地域政策意見交換会【自主取下】	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H19.3.10	MK03	会議費	10,000	高齢労働者の会総会【自主取下】	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.10.12	MK03	会議費	10,000	地域政策意見交換会【自主取下】	×	計上ミス	0	10,000	自主撤回
H18.12.25	MK03	会議費	10,000	県政報告年末交流会【自主取下】	×	計上ミス	0	10,000	自主撤回
	MK03 小計		71,000						71,000
H18.4.6	MK04	調査研究費	5,000	地元小中学校の入学式参加	×	1-3	0	5,000	
H18.4.7	MK04	調査研究費	5,000	「〇〇高校の入学式参加」	×	1-3	0	5,000	
H18.8.6	MK04	調査研究費 等	5,000	平和記念式典参加	×	1-3	0	5,000	
H18.4.30	MK04	人件費	45,000	人件費の領収書追完提出された。月額45,000円程度。回答書で、同居の〇〇に留守中の来客対応、電話番、通信業務を任せている	×	4-6	1/2	22,500	
H18.5.30	MK04	人件費	45,000	4/30と同	×	4-6	1/2	22,500	
H18.6.25	MK04	人件費	45,000	4/30と同	×	4-6	1/2	22,500	
H18.7.30	MK04	人件費	48,000	4/30と同	×	4-6	1/2	24,000	
H18.8.28	MK04	人件費	46,000	4/30と同	×	4-6	1/2	23,000	
H18.9.24	MK04	人件費	46,000	4/30と同	×	4-6	1/2	23,000	
H18.10.28	MK04	人件費	45,000	4/30と同	×	4-6	1/2	22,500	
H18.11.26	MK04	人件費	48,000	4/30と同	×	4-6	1/2	24,000	
H18.12.26	MK04	人件費	45,000	4/30と同	×	4-6	1/2	22,500	
H19.1.28	MK04	人件費	46,000	4/30と同	×	4-6	1/2	23,000	
H19.2.25	MK04	人件費	45,000	4/30と同	×	4-6	1/2	22,500	
H19.3.25	MK04	人件費	46,000	4/30と同	×	4-6	1/2	23,000	
H18.5.26	MK04	調査研究費 等	5,000	〇〇公社理事総会	×	計上ミス	0	5,000	自主撤回
	MK04 小計		570,000						295,000
H18.10.27	MK05	会議費	10,000	〇〇高校〇〇周年記念式典・祝賀会	×	1-3	0	10,000	
H18.4.22	MK05	会議費	10,000	会議費の領収書が添付されていない。	×	4-5	5,000	5,000	
H18.4.23	MK05	会議費	10,000	会議費の領収書が添付されていない	×	4-5	5,000	5,000	
H18.4.24	MK05	会議費	45,000	マスコミとの意見交換	×	4-5	25,000	20,000	
H18.4.28	MK05	会議費	7,000	会議の内容、会場、出席者、飲酒を伴うかどうか。	×	4-5	5,000	2,000	
H18.5.14	MK05	会議費	10,000	領収書なし。関連性不明。	×	4-5	5,000	5,000	
H18.6.29	MK05	会議費	26,190	費用については、参加者全員分を負担したか？3人分の費用を負担している	×	4-5	15,000	11,190	
H18.9.2	MK05	会議費	6,000	〇〇推薦議員の総会と研修会	×	4-5	5,000	1,000	
H18.10.17	MK05	会議費	28,000	意見交換。	×	4-5	5,000	23,000	
H18.10.26	MK05	会議費	10,000	祝賀会への参加	×	4-5	5,000	5,000	
H18.10.31	MK05	会議費	10,000	〇〇OB会の場を利用した意見交換	×	4-5	5,000	5,000	
H18.5.12	MK05	事務費	274,050	電子地図ソフト一式。金額が高額、他の政治活動にも使われると考えられる。	×	4-6	1/2	137,025	
H18.5.31	MK05	調査研究費	75,000	議員派遣旅費による支出と重複。自ら撤回。	×	計上ミス	0	75,000	自主撤回
	MK05 小計		521,240						304,215
H18.4.5	MK06	調査研究費	9,000	〇〇中高入学式	×	1-3	0	9,000	
H18.4.6	MK06	調査研究費	3,000	入学式に出席	×	1-3	0	3,000	
H18.4.7	MK06	調査研究費	3,000	入学式に出席	×	1-3	0	3,000	
H18.5.21	MK06	調査研究費	3,000	労働団体野球大会	×	1-3	0	3,000	
H18.12.6	MK06	調査研究費	3,000	式典に出席	×	1-3	0	3,000	
H19.1.15	MK06	研修費	10,000	内容詳細不明。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H19.1.20	MK06	研修費	10,000	内容詳細不明。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H19.1.25	MK06	会議費	3,000	会議の内容	×	1-3	0	3,000	自主撤回
H19.2.17	MK06	調査研究費	6,000	式典に出席	×	1-3	3,000	3,000	
H19.3.6	MK06	調査研究費	3,000	式典に出席	×	1-3	0	3,000	
H19.3.10	MK06	調査研究費	3,000	式典に出席	×	1-3	0	3,000	
H19.3.17	MK06	調査研究費	3,000	式典に出席し	×	1-3	0	3,000	
H19.3.26	MK06	会議費	5,000	会議の内容、	×	1-3	0	5,000	
H18.4.8	MK06	会議費	8,000	会議の内容、会場、出席者？	×	4-5	5,000	3,000	
H18.4.12	MK06	会議費	8,000	会議の内容、会場、出席者？	×	4-5	5,000	3,000	

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適当支出額	自主撤回
H18.4.16	MK06	会議費	6,000	「文化行事」の内容不明。	×	4-5	5,000	1,000	
H18.4.20	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.5.2	MK06	会議費	6,500	地元小学校校長感謝の会	×	4-5	5,000	1,500	
H18.5.7	MK06	調査研究費・ 会議費	6,500	地元音楽家コンサート	×	4-5	5,000	1,500	
H18.5.15	MK06	調査研究費・ 会議費	13,000	広島県教職員組合60周年記念	×	4-5	5,000	8,000	
H18.5.26	MK06	調査研究費・ 会議費	11,000	「宇宙フォーラムと懇談会」	×	4-5	5,000	6,000	
H18.6.6	MK06	会議費	7,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	2,000	
H18.6.9	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.6.10	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.6.25	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.6.28	MK06	会議費	7,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	2,000	
H18.9.4	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.9.5	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.9.11	MK06	会議費	15,000	4名分のコピー代との説明だが、それにしては高額すぎる	×	4-5	5,000	10,000	
H18.9.20	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H18.9.26	MK06	会議費	7,000	議員インターンシップ	×	4-5	5,000	2,000	
H18.10.20	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
H18.10.21	MK06	会議費	7,000	記念式典・祝賀会に出席	×	4-5	5,000	2,000	
H18.11.4	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
H18.11.9	MK06	会議費	7,000	会議の内容、県政との関連性、会場、出席者	×	4-5	5,000	2,000	
H18.11.10	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
H18.12.1	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
H18.12.2	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
H18.12.4	MK06	会議費	7,000	会議の内容、県政との関連性、会場	×	4-5	5,000	2,000	
H18.12.21	MK06	会議費	6,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	1,000	
H19.3.7	MK06	会議費	10,000	会議の内容、会場、出席者?	×	4-5	5,000	5,000	
	MK06 小計		288,000						146,000
	MK07 小計		0						0
	MK08 小計		0						0
H18.5.17	MK09	会議費	2,000	【回答】不明のため取り下げます。	×	1-3		2,000	自主撤回
H18.5.25	MK09	人件費	3,000	平和公園ほろぎ寄贈打合せ会議	×	1-3		3,000	自主撤回
H18.7.19	MK09	会議費	10,000	常任委員会正副委員長会議 全てに領収書が一切添付されていない。【回答】政務調査には不適当と判断し、取り下げます。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.7.30	MK09	研修費	30,000	【回答】領収書は保存していない。8月2日、広島市で開催される市民団体主催「○○」コンサート協力のためにチケットを購入	×	1-3	0	30,000	
H18.11.10	MK09	会議費	10,000	県会議員活動のあり方交流会【回答】政務調査には不適当と判断し、取り下げます。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.12.10	MK09	事務費	5,000	何を購入されたのでしょうか?【回答】不明のため取り下げます。	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H19.2.27	MK09	会議費	10,000	県道交差点事故多発対策【回答】記入ミスです。取り下げます。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
	MK09 小計		70,000						70,000
H18.4.1	MK10	会議費	10,000	元衆議院議員○○をしのぶ会 領収書添付なし。政務調査との関連性不明	×	1-3	0	10,000	
H18.5.13	MK10	会議費	10,000	○○OB会出席	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.6.10	MK10	調査研究費	10,000	○○同窓会出席	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.6.10	MK10	会議費	10,000	領収書なし	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.6.11	MK10	調査研究費	10,000	○○を偲ぶ会出席	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.6.24	MK10	調査研究費	10,000	○○大学○○会出席	×	1-3	0	10,000	
H18.6.24	MK10	会議費	10,000	領収書なし。関連性不明。	×	1-3	0	10,000	
H18.6.24	MK10	研修費	20,000	政務調査費に適さないため取り消します。	×	1-3	0	20,000	自主撤回
H18.8.12	MK10	会議費	10,000	領収書なし。関連性不明。	×	1-3	0	10,000	
H18.9.7	MK10	人件費	10,000	県道○○線整備状況視察【回答】記入ミスです。取り下げます。	×	1-3	0	10,000	
H18.11.3	MK10	会議費	10,000	【回答】政務調査活動に適さないため取り消します。	×	1-3	0	10,000	
H18.11.3	MK10	調査研究費	30,000	○○大学同窓会全国大会(東京)【回答】政務調査活動に適さないため取り消します。	×	1-3	0	30,000	自主撤回
H18.11.8	MK10	会議費	10,000	【回答】政務調査活動に適さないため取り消します。	×	1-3	0	10,000	
H18.6.16	MK10	会議費	20,000	○○労連研修会(竹原市)【回答】勘違いのため取り消します。	×	計上ミス	0	20,000	自主撤回
	MK10 小計		180,000						180,000
	合計		3,450,240					1,940,215	1,940,215
H18.9.19	会派共通費 MK05	会議費	50,000	質問準備会議	×	4-11	0	50,000	
H18.10.2	会派共通費 MK05・ MK10	会議費	100,000	質問準備会議	×	4-11	0	100,000	
H18.10.6	会派共通費 MK08・ MK04	会議費	100,000	質問準備会議	×	4-11	0	100,000	
H18.11.20	会派共通費 MK08	会議費	50,000	質問準備会議	×	4-11	0	50,000	
H19.2.1	会派共通費 MK04・ MK10・ MK02	会議費	150,000	質問準備会議	×	4-11	0	150,000	
H19.2.19	会派共通費 MK05・ MK07・ MK09	会議費	150,000	質問準備会議	×	4-11	0	150,000	
	合計		600,000					600,000	600,000
	総計		4,050,240					2,540,215	2,540,215

* 按分計算の過程で生じた小数点以下の端数を処理するため僅かに合計額が別【資料】と異なることがある。

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.4.13	KD02	10,000	〇〇寺 葬儀	×	1-1	0	10,000	
H18.6.29	KD02	10,000	〇〇旭日双光章祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H18.8.9	KD02	20,000	〇〇葬儀	×	1-1	0	20,000	
H18.8.13	KD02	10,000	結婚式 〇〇(会場の名称を記載)	×	1-1	0	10,000	
H18.8.27	KD02	10,000	〇〇ホテル受賞祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H18.9.16	KD02	10,000	〇〇家、〇〇家葬儀	×	1-1	0	10,000	
H18.10.13	KD02	5,000	〇〇葬儀(〇〇)	×	1-1	0	5,000	
H18.10.17	KD02	10,000	〇〇父 葬儀	×	1-1	0	10,000	
H18.11.5	KD02	10,000	〇〇神社 落成式	×	1-1	0	10,000	
H18.11.24	KD02	10,000	〇〇協会長祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H18.11.27	KD02	10,000	〇〇御尊父葬儀	×	1-1	0	10,000	
H19.1.13	KD02	10,000	会議費: 〇〇病院理事長祝賀会授賞	×	1-1	0	10,000	
H19.1.19	KD02	10,000	〇〇長 通夜	×	1-1	0	10,000	
H19.1.24	KD02	10,000	〇〇氏授賞祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H19.1.26	KD02	10,000	〇〇氏喜寿御祝い	×	1-1	0	10,000	
H19.2.9	KD02	840	〇〇歯科 治療	×	1-1	0	840	
H19.3.4	KD02	10,000	〇〇氏祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H19.3.29	KD02	10,000	〇〇病院祝賀会	×	1-1	0	10,000	
H18.4.2	KD02	10,000	〇〇神社大祭	×	1-2	0	10,000	
H18.7.1	KD02	3,900	〇〇神社参拝	×	1-2	0	3,900	
H18.7.16	KD02	10,000	〇〇祭 〇〇神社	×	1-2	0	10,000	
H18.11.12	KD02	10,000	〇〇八幡秋大祭	×	1-2	0	10,000	
H19.1.2	KD02	50,000	〇〇神社, 〇〇神社, 〇〇神社	×	1-2	0	50,000	
H19.1.15	KD02	10,000	〇〇神社 秋祭り	×	1-2	0	10,000	
H19.2.17	KD02	5,000	〇〇神社	×	1-2	0	5,000	
H18.4.1	KD02	10,000	支出項目の記載のないものは調査研究費で計上 〇〇ベースボール協会	×	1-3	0	10,000	
H18.4.6	KD02	5,000	〇〇高等学校入学式 花	×	1-3	0	5,000	
H18.4.8	KD02	10,000	〇〇学園入学式	×	1-3	0	10,000	
H18.4.9	KD02	10,000	〇〇八幡(神社の名称を記載)	×	1-3	0	10,000	
H18.5.3	KD02	10,000	〇〇野球クラブ大会	×	1-3	0	10,000	
H18.5.13	KD02	10,000	〇〇城 除幕式 挨拶	×	1-3	0	10,000	
H18.5.14	KD02	10,000	〇〇大学研究発表会	×	1-3	0	10,000	
H18.5.21	KD02	10,000	〇〇少年剣道大会	×	1-3	0	10,000	
H18.6.3	KD02	10,000	〇〇大会 中学野球	×	1-3	0	10,000	
H18.6.15	KD02	5,000	〇〇祭総会	×	1-3	0	5,000	
H18.6.16	KD02	2,000	〇〇高校 文化祭	×	1-3	0	2,000	
H18.6.21	KD02	10,000	〇〇カントリー 兄弟会	×	1-3	0	10,000	
H18.7.7	KD02	10,000	〇〇同窓会総会	×	1-3	0	10,000	
H18.7.10	KD02	5,000	〇〇ダム総会	×	1-3	0	5,000	
H18.7.12	KD02	5,000	〇〇振興協議会 会費	×	1-3	0	5,000	
H18.8.1	KD02	5,000	〇〇野球全国大会出発式	×	1-3	0	5,000	
H18.8.1	KD02	15,000	〇〇氏 挨拶	×	1-3	0	15,000	
H18.8.6	KD02	10,000	原簿追悼 慰霊祭	×	1-3	0	10,000	
H18.8.11	KD02	10,000	〇〇グランドゴルフ大会挨拶	×	1-3	0	10,000	
H18.8.11	KD02	5,000	〇〇祭開会式	×	1-3	0	5,000	
H18.8.12	KD02	10,000	〇〇会〇〇祭り	×	1-3	0	10,000	
H18.8.14	KD02	10,000	〇〇町〇〇祭	×	1-3	0	10,000	
H18.8.14	KD02	10,000	〇〇同窓会	×	1-3	0	10,000	
H18.8.14	KD02	10,000	会議費:大和町〇〇家挨拶	×	1-3	0	10,000	
H18.8.16	KD02	10,000	〇〇会〇〇祭り	×	1-3	0	10,000	
H18.8.20	KD02	10,500	選層同窓会総会	×	1-3	0	10,500	
H18.8.20	KD02	63,000	選層同窓会二次会	×	1-3	0	63,000	
H18.8.27	KD02	10,000	トライアスロン〇〇大会	×	1-3	0	10,000	
H18.9.16	KD02	10,000	〇〇市〇〇グランドゴルフ	×	1-3	0	10,000	
H18.9.17	KD02	3,000	〇〇町町民運動会	×	1-3	0	3,000	
H18.9.23	KD02	2,000	〇〇病院 〇〇長挨拶	×	1-3	0	2,000	
H18.9.30	KD02	5,000	〇〇神社 祭り実行委員会	×	1-3	0	5,000	
H18.10.1	KD02	10,000	〇〇祭り 開会式	×	1-3	0	10,000	
H18.10.1	KD02	10,000	〇〇町〇〇グループホーム 開所式	×	1-3	0	10,000	
H18.10.3	KD02	10,000	〇〇懇親会	×	1-3	0	10,000	
H18.10.7	KD02	10,000	〇〇館 月見会	×	1-3	0	10,000	
H18.10.7	KD02	5,000	〇〇高等学校 運動会	×	1-3	0	5,000	
H18.10.8	KD02	2,000	〇〇市民運動会	×	1-3	0	2,000	
H18.10.13	KD02	2,000	〇〇懇親会	×	1-3	0	2,000	
H18.10.16	KD02	10,000	〇〇▼支部チャリティゴルフ大会	×	1-3	0	10,000	
H18.10.21	KD02	3,000	〇〇高校運動会	×	1-3	0	3,000	
H18.11.1	KD02	10,000	〇〇ゴルフ交流会	×	1-3	0	10,000	
H18.11.2	KD02	10,000	〇〇神社 ご挨拶	×	1-3	0	10,000	
H18.11.4	KD02	10,000	〇〇グランドゴルフ大会 〇〇町	×	1-3	0	10,000	
H18.11.10	KD02	5,000	〇〇ゴルフ 打合せ	×	1-3	0	5,000	
H18.11.23	KD02	10,000	〇〇大学OB会総会 〇〇ホテル	×	1-3	0	10,000	
H18.11.25	KD02	10,000	〇〇選抜野球大会	×	1-3	0	10,000	
H18.11.26	KD02	10,000	〇〇地区ゴルフ大会	×	1-3	0	10,000	
H18.12.2	KD02	10,000	〇〇野球総会	×	1-3	0	10,000	
H18.12.10	KD02	10,000	〇〇ベースボール納会	×	1-3	0	10,000	
H18.12.13	KD02	10,000	〇〇プロ祝賀会	×	1-3	0	10,000	
H18.12.15	KD02	10,000	調査研究費及び会議費 〇〇評議委員会	×	1-3	0	10,000	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不適合支出額	自主撤回
H18.12.20	KD02 調査研究費	10,000	〇〇会ゴルフ懇親会〇〇	×	1-3	0	10,000	
H18.12.25	KD02 会議費	10,000	〇〇クラス会	×	1-3	0	10,000	
H18.12.26	KD02 調査研究費	10,000	〇〇食事会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.3	KD02 会議費	2,000	〇〇新年会	×	1-3	0	2,000	
H19.1.4	KD02 調査研究費	10,000	〇〇榊 新年互礼会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.9	KD02 会議費	10,000	〇〇市商工会議 新年互礼会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.12	KD02 調査研究費	10,000	〇〇ゴルフ会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.14	KD02 会議費	10,000	〇〇新年会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.16	KD02 調査研究費	10,000	〇〇懇親ゴルフ会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.17	KD02 調査研究費	10,000	〇〇町〇〇様新年会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.18	KD02 研修費	10,000	〇〇グループ新年互礼会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.20	KD02 研修費	10,000	〇〇グループ打合せ会	×	1-3	0	10,000	
H19.1.21	KD02 調査研究費	20,000	〇〇 新年互礼会	×	1-3	0	20,000	
H19.1.27	KD02 調査研究費	7,000	〇〇グループ懇親会	×	1-3	0	7,000	
H19.1.28	KD02 調査研究費	10,000	〇〇町南〇〇新年互礼会	×	1-3	0	10,000	
H19.2.10	KD02 会議費	10,000	〇〇同窓会	×	1-3	0	10,000	
H19.2.12	KD02 調査研究費	1,000	〇〇氏グループ挨拶	×	1-3	0	1,000	
H19.2.18	KD02 調査研究費	5,000	〇〇祭り	×	1-3	0	5,000	
H19.2.23	KD02 調査研究費	5,000	〇〇グランドゴルフ大会挨拶	×	1-3	0	5,000	
H19.3.4	KD02 調査研究費	10,000	自衛隊激励会	×	1-3	0	10,000	
H19.3.10	KD02 研修費	10,000	〇〇▼▲支部同窓会	×	1-3	0	10,000	
H19.3.11	KD02 研修費	10,000	〇〇◎◎支部同窓会	×	1-3	0	10,000	
H19.3.22	KD02 調査研究費	2,000	〇〇寺挨拶	×	1-3	0	2,000	
H19.3.23	KD02 調査研究費	1,000	〇〇グランドゴルフ挨拶	×	1-3	0	1,000	
H19.3.25	KD02 調査研究費	10,000	〇〇ソフトボール大会	×	1-3	0	10,000	
H18.8.25	KD02 調査研究費	10,000	県議会ゴルフ部会	×	2-4	0	10,000	
H18.9.12	KD02 調査研究費	20,000	参議院議員〇〇を励ます会	×	2-4	0	20,000	
H18.10.29	KD02 調査研究費	10,000	〇〇杯ソフトボール大会	×	2-4	0	10,000	
H18.10.29	KD02 調査研究費	10,000	〇〇大臣祝賀会	×	2-4	0	10,000	
H18.11.17	KD02 調査研究費	10,000	県議〇〇期生総会	×	2-4	0	10,000	
H19.1.12	KD02 調査研究費	5,000	〇〇党新年互礼会	×	2-4	0	5,000	
H19.1.18	KD02 調査研究費	10,000	〇〇氏新年互礼会	×	2-4	0	10,000	
H19.1.29	KD02 調査研究費	2,000	〇〇 新年互礼会	×	2-4	0	2,000	
H18.8.29	KD02 調査研究費	10,000	軽自動車修理	×	3-2	0	10,000	
	KD02 小計	1,062,240						1,062,240
	総計	1,062,240					1,062,240	

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.4.1	JY01	会議費	4,500	意見交換会とあるがクラブ〇〇の領収証	×	1-3	0	4,500	自主撤回
H18.4.14	JY01	研修費	60,000	:研修会会場費(地域活性化について)とあるが、うどん店の領収証	×	1-3	0	60,000	自主撤回
H18.4.15	JY01	会議費	5,670	会議開催(県政について意見交換)とあるが飲食店の領収証	×	1-3	0	5,670	自主撤回
H18.5.19	JY01	会議費	3,444	会議開催(県政推進会議)とあるが田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	3,444	自主撤回
H18.6.3	JY01	研修費	5,000	:会議開催(県政について意見交換)とある	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.6.9	JY01	交通費	9,428	ガンリン代〇〇サービスエリア領収書	×	1-3	0	9,428	自主撤回
H18.6.13	JY01	航空料金	84,855	航空料金〇〇仏教視察であるが、領収証は建設会社(〇〇友好協会世話人〇〇氏が会場)	×	1-3	0	84,855	自主撤回
H18.6.14	JY01	会議費	10,000	:会議開催(地域意見交換)とある。	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.6.21	JY01	会議費	5,000	会議開催(地域意見交換)とあるが、ラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.6.22	JY01	会議費	2,800	:会議開催(市内意見交換会)とあるが、「とんかつ」の領収書	×	1-3	0	2,800	自主撤回
H18.7.2	JY01	交通費300k	12,000	〇〇市視察	×	1-3	0	12,000	自主撤回
H18.7.18	JY01	会議費	1,249	会議開催(県政活性化意見交換)田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	1,249	自主撤回
H18.8.2	JY01	会議費	2,500	:会議開催(地域の意見交換会)とあるが「〇〇」の領収書	×	1-3	0	2,500	自主撤回
H18.8.3	JY01	研修費	21,000	:研修会(医療関係研修)教育関係の公演とあるが、チケット代〇人分、劇団〇〇座への振込	×	1-3	0	21,000	自主撤回
H18.8.5	JY01	会議費	4,000	会議開催(県政について意見交換)とあるがラウンジの領収書	×	1-3	0	4,000	自主撤回
H18.8.5	JY01	研修費	5,000	研修会会費(〇〇クラブ)とある。ホテル〇〇	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.8.14	JY01	交通費120k	4,800	〇〇周辺視察	×	1-3	0	4,800	自主撤回
H18.8.14	JY01	高速料2件	4,000	同前	×	1-3	0	4,000	自主撤回
H18.8.20	JY01	会議費	2,550	:後援会開催(教育現場報告)とあるが、〇〇の領収証	×	1-3	0	2,550	自主撤回
H18.8.22	JY01	会議費	6,500	会議開催(意見交換会)県政について意見交換とあるが田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	6,500	自主撤回
H18.8.26	JY01	会議費	5,000	:会議開催(意見交換)とあるが焼肉店の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.8.31	JY01	会議費	5,000	:会議開催(意見交換)とあるが、ラウンジの領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.9.2	JY01	会議費	4,500	会議開催(意見交換会)とある	×	1-3	0	4,500	自主撤回
H18.9.3	JY01	交通費200K	8,000	〇〇県内視察	×	1-3	0	8,000	自主撤回
H18.9.3	JY01	高速料金	7,100	同前	×	1-3	0	7,100	自主撤回
H18.9.4	JY01	会議費	4,600	会議開催(地域活性化対策)とあるが、〇〇の領収書	×	1-3	0	4,600	自主撤回
H18.9.9	JY01	研修費	10,000	会議開催(地域活性化について)とあるが叙勲祝賀会、「保護司の話」を聞く」と説明	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.9.10	JY01	交通費200k	8,000	〇〇市視察	×	1-3	0	8,000	自主撤回
H18.9.10	JY01	高速料	7,500	同前	×	1-3	0	7,500	自主撤回
H18.9.10	JY01	会議費	4,704	会議開催(意見交換)とあるが田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	4,704	自主撤回
H18.9.11	JY01	会議費	14,580	居酒屋〇〇〇の領収書	×	1-3	0	14,580	自主撤回
H18.9.22	JY01	会議費	4,000	:会議開催(地域活性化対策)とあるが、銀山町〇〇の領収書	×	1-3	0	4,000	自主撤回
H18.9.28	JY01	研修費	15,000	研修会(医療関係研修)とあるが、領収は〇〇(音楽活動家)	×	1-3	0	15,000	自主撤回
H18.9.29	JY01	会議費	5,000	会議開催(地域意見交換)とあるが、ラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.9.29	JY01	会議費	3,184	会議開催(意見交換会)とある	×	1-3	0	3,184	自主撤回
H18.9.29	JY01	会議費	5,000	:会議開催(意見交換会)とあるがラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.3	JY01	会議費	5,000	:会議開催(意見交換会)とあるが、ラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.7	JY01	会議費	6,249	:会議開催2件(意見交換会)とあるが、領収証は1件だけしかない。	×	1-3	0	6,249	自主撤回
H18.10.7	JY01	研修費	5,000	研修会会費(教育関係講演)とあり〇〇ホテルの領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.12	JY01	県外調査交通費	88,420	〇〇市周辺視察	×	1-3	0	88,420	自主撤回
H18.10.12	JY01	会議費	9,292	会議開催(意見交換会)とあるが食事処と思われる〇〇屋の領収書	×	1-3	0	9,292	自主撤回
H18.10.14	JY01	会議費	5,513	会議開催(意見交換)とあるが田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	5,513	自主撤回
H18.10.18	JY01	会議費	5,000	:会議開催(地域活性化対策)とあるが、ラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.21	JY01	会議費	5,000	〇〇寿司店の領収書	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.21	JY01	会議費	7,600	スナック〇〇の領収証	×	1-3	0	7,600	自主撤回
H18.10.25	JY01	研修費	5,000	研修会開催とあるがその懇親会費との説明	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.10.27	JY01	会議費	3,700	会議開催(意見交換会)とあるが〇〇レストランの領収書	×	1-3	0	3,700	自主撤回
H18.10.30	JY01	会議費	4,704	会議開催(県政に関する施策等)とあるが田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	4,704	自主撤回
H18.11.4	JY01	研修費	4,000	会議開催(意見交換会)とあるが、ラウンジ〇〇の領収書	×	1-3	0	4,000	自主撤回
H18.11.8	JY01	会議費	5,000	会議開催(意見交換会)とあるが後援会宛領収証があり	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.11.15	JY01	会議費	5,000	:会議開催(意見交換会)とあるが飲食店と思われる領収証があり	×	1-3	0	5,000	自主撤回
H18.11.27	JY01	研修費	10,000	研修会費とあり	×	1-3	0	10,000	自主撤回
H18.12.19	JY01	研修費	175,000	研修会 〇〇ホテルの取はあり	×	1-3	0	175,000	自主撤回
H18.12.25	JY01	会議費	4,704	会議開催 意見交換会	×	1-3	0	4,704	自主撤回
H18.12.28	JY01	会議費	12,390	田中町〇〇商店商品代の領収書	×	1-3	0	12,390	自主撤回
H19.1.13	JY01	会議費	11,030	意見交換会とあるが飲食店の領収証の領収書があり	×	1-3	0	11,030	自主撤回
H19.1.21	JY01	調査研究費	5,860	タクシー代2件	×	1-3	0	5,860	自主撤回
H19.1.22	JY01	調査研究費	1,130	タクシー代3件	×	1-3	0	1,130	自主撤回

日付		項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.4.21	JY01	事務費	18,532	事務用消耗品(角2封筒)	×一部	4-6	1/2	9,266	自主撤回
H18.4.30	JY01	人件費	120,000	給与	×	4-6	1/2	60,000	
H18.5.31	JY01	人件費	120,000	給与	×	4-6	1/2	60,000	
H18.6.24	JY01	調査研究費	10,000	:研修会(教育シンポジウム)とあるが領収書なし	×一部	4-6	1/2	5,000	
H18.6.30	JY01	人件費	100,000	給与	×	4-6	1/2	50,000	
H18.7.31	JY01	人件費	100,000	給与	×	4-6	1/2	50,000	
H18.8.31	JY01	人件費	120,000	給与	×	4-6	1/2	60,000	
H18.9.30	JY01	人件費	120,000	給与	×	4-6	1/2	60,000	
H18.10.13	JY01	事務費:消耗	37,559	〇〇〇の領収書(レシートなし)があり	×一部	4-6	1/2	18,780	
H18.10.24	JY01	事務費	27,405	訪問・地域把握のため:備品購入(住宅地図)	×一部	4-6	1/2	13,703	
H18.10.31	JY01	人件費	100,000	給与	×	4-6	1/2	50,000	
H18.11.30	JY01	人件費	130,000	給与	×	4-6	1/2	65,000	
H19.1.31	JY01	人件費	120,000	給与	×	4-6	1/2	60,000	
		総計	1,873,552					1,311,804	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H19.3.31	JK01	事務費	10,000	文具代とされているが、慶弔の花代	×	1-1	0	10,000
H18.7.25	JK01	研修費	9,765	研修会後の懇親会。	×	1-3	0	9,765
H18.8.10	JK01	資料購入費	5,460	「奥田元宋美術館」の書籍	×	1-3	0	5,460
H18.8.11	JK01	資料購入費	14,000	県立歴史博物館のチケット20枚の配布先は、希望者に配布したとのこと。	×	1-3	0	14,000
H18.8.13	JK01	資料購入費	1,575	書籍代	×	1-3	0	1,575
H18.12.6	JK01	会議費	3,000	美術館友の会費	×	1-3	0	3,000
H19.3.8	JK01	会議費	13,230	食糧費	×	1-3	0	13,230
H18.11.17	JK01	会議費	10,000	〇〇会の寄附	×	1-4	0	10,000
H18.7.18	JK01	事務費	2,625	衣料品店のレシートで「文具代」とされているがリフォーム代金	×	3-1	0	2,625
H18.5.2	JK01	会議費	10,000	「行政懇談会」	×	4-5	5000	5,000
H18.6.1	JK01	会議費	49,500	店「▼▼」に対し支出。「食糧費他」	×	4-5	5000	44,500
H18.6.22	JK01	会議費	10,000	4会派交流会	×	4-5	5000	5,000
H18.7.20	JK01	会議費	47,000	店「▼▼」に対し支出。「食糧費他」	×	4-5	5000	42,000
H18.8.20	JK01	研修費	49,300	店「▼▼」に対し支出。「食糧費他」	×	4-5	5000	44,300
H18.9.21	JK01	研修費	8,000	4会派合同研修会	×	4-5	5000	3,000
H18.10.11	JK01	調査研究費	20,000	食糧費	×	4-5	5000	15,000
H18.11.29	JK01	会議費	29,120	店「▼▼」に対し支出。「食糧費他」	×	4-5	5000	24,120
H18.12.28	JK01	会議費	33,505	店「▼▼」に対し支出。「食糧費他」	×	4-5	5000	28,505
H19.1.8	JK01	会議費	7,000	食糧費	×	4-5	5000	2,000
H19.1.26	JK01	研修費	23,240	食糧費	×	4-5	5000	18,240
H19.1.27	JK01	研修費	30,000	食糧費	×	4-5	5000	25,000
	JK01 小計		386,320					326,320
	JK02 小計		0					0
	総計		386,320				326,320	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回
H18.5.13	KS01		10,000	〇〇労組〇〇周年記念式典	×	1-1	0	10,000
H18.5.25	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町焼被爆者追悼法要	×	1-1	0	5,000
H18.8.6	KS01	調査研究費	5,000	原爆被爆者慰霊祭	×	1-1	0	5,000
H18.9.16	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町制〇〇周年式	×	1-1	0	5,000
H18.10.22	KS01	調査研究費	10,000	全国育樹祭	×	1-1	0	10,000
H18.11.20	KS01	調査研究費	5,000	難没者追悼法要	×	1-1	0	5,000
H18.4.7	KS01	調査研究費	5,000	〇〇高校入学式	×	1-3	0	5,000
H18.4.22	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町 ゲートボール大会	×	1-3	0	5,000
H18.5.8	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区球技大会 交通費	×	1-3	0	5,000
H18.5.17	KS01	調査研究費	5,000	〇〇商工会 総会	×	1-3	0	5,000
H18.5.21	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区 運動会	×	1-3	0	5,000
H18.5.23	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区婦人防火大会	×	1-3	0	5,000
H18.5.28	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町〇〇地区 運動会	×	1-3	0	5,000
H18.5.28	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区 運動会	×	1-3	0	5,000
H18.6.17	KS01	調査研究費	5,000	〇〇高校 文化祭	×	1-3	0	5,000
H18.6.18	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区韃城ソフトボール大会	×	1-3	0	5,000
H18.7.16	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区消防競技大会	×	1-3	0	5,000
H18.8.24	KS01	調査研究費	20,000	〇〇学校	×	1-3	0	20,000
H18.9.18	KS01	調査研究費	5,000	〇〇学校文化祭	×	1-3	0	5,000
H18.9.30	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町敬老会(祝辞)	×	1-3	0	5,000
H18.10.6	KS01	調査研究費	83,000	世界遺産	×	1-3	0	83,000
H18.10.16	KS01	調査研究費	5,000	高速1号開通式	×	1-3	0	5,000
H18.10.29	KS01	調査研究費	5,000	〇〇地区ソフトボール大会	×	1-3	0	5,000
H18.11.29	KS01	調査研究費	5,000	〇〇町ゲートボール大会	×	1-3	0	5,000
H19.1.18	KS01		5,000	〇〇会社、新年会	×	1-3	0	5,000
H18.4.16	KS01	調査研究費	10,000	〇〇選挙 出陣式	×	2-2	0	10,000
H18.4.17	KS01	調査研究費	5,000	〇〇選挙 応援	×	2-2	0	5,000
H18.4.19	KS01	調査研究費	5,000	〇〇選挙 応援	×	2-2	0	5,000
H18.4.22	KS01	調査研究費	5,000	〇〇選挙 応援	×	2-2	0	5,000
	総計		253,000				253,000	

日付	項目	金額	摘要(支出の内容など)	評価	類型	基準額	不相当支出額	自主撤回	
H18.6.20	KY01	資料購入費	21,580	領収書は、〇〇新聞2150円。2150円とすべき記載ミスだった。	×	ミス	2,150	19,430	自主撤回
	総計		21,580					19,430	

会派別 平成18年度 議員別 事務費等・人件費の按分不足の集計表
(4-6類型)

議員番号	事務費など	人数	人件費	人数	合計
JG01	179,100				179,100
JG04	110,000				110,000
JG05			150,000		150,000
JG06	44,122				44,122
JG07	124,000		315,000		439,000
JG10			370,500		370,500
JG15	11,865				11,865
JG19	61,113				61,113
JG20	531,481				531,481
JG21	162,343		862,368		1,024,711
JG25	230,000				230,000
JG26	132,300				132,300
JG27	335,655				335,655
	1,921,978	11	1,697,868	4	3,619,846

JS06	258,075				258,075
JS07			614,500		614,500
JS08			300,000		300,000
	258,075	1	914,500	2	1,172,575

MK01	0	0	275,000	1	275,000
MK02	600,000	1	0	0	600,000
MK04	0	0	275,000	1	275,000
MK05	137,025	1	0	0	137,025
	737,025	2	550,000	2	1,287,025

JY01	46,748	1	515,000	1	561,748
------	--------	---	---------	---	---------

合計	2,963,826	15	3,677,368	9	6,641,194
----	-----------	----	-----------	---	-----------

* 詳細は【資料7-3-1~8】

平成18年度 会派別 不適當支出(日額旅費)の集計表
(類型:4-1、4-2、4-3)

【資料8-1】

会派	番号	地区	不適當支出			備考
			県内、市内 (類型4-1)	東京 (類型4-3)	過大支出額 の合計	
自民党議員会	JG02	呉市	1,666,000	60,000	1,726,000	
	JG03	安芸区	1,380,000	63,820	1,443,820	
	JG05	福山市	995,200	50,400	1,045,600	
	JG06	呉市	47,000	25,800	72,800	
	JG09	豊田郡	1,715,000	4,500	1,719,500	
	小計		5,803,200	204,520	6,007,720	
刷新議員会	JS03	中区	127,000	17,640	144,640	
	JS05	西区	1,228,100	2,500	1,230,600	
	JS06	安佐北区	999,150	0	999,150	行先の記載がないか不明 確な場合、申告に基づき 想定される移動距離に基準を 適用
	JS13	佐伯区	273,000	0	273,000	
	個人計上 分計		2,627,250	20,140	2,647,390	
	会派分		1,602,000	0	1,602,000	会派の共通費からの支給分 *1
	小計		4,229,250	20,140	4,249,390	
民主県政会	MK03	福山市	173,000	0	173,000	
	MK04	東区	235,000	0	235,000	
	MK05	安芸区	16,000	0	16,000	
	MK07	呉市	181,000	0	181,000	
	MK09	安佐北区	488,000	0	488,000	1回当たりの旅費単価は問 題ないが移動回数が多いた め移動が近距離であっても 他議員より高額となっている ので別の基準を設定【資料 8-2-3-2】
	MK10	安芸郡	646,000	0	646,000	
	小計		1,739,000	0	1,739,000	
良政会	JR01	南区	145,000	16,000	161,000	H19/8/20付回答による。
	JR02	庄原市	125,600	0	125,600	
	JR03	中区	207,000	0	207,000	
	JR04	西区	94,000	0	94,000	
	小計		571,600	16,000	587,600	
広政会	JK01	福山市	142,650	0	142,650	
	JK02	豊田郡	5,120	0	5,120	
	小計		147,770	0	147,770	
合 計			12,490,820	240,660	12,731,480	

*1 刷新議員会の会派共通費からの支給分の詳細は、【資料8-2-2-2及び同3】である。

*2 各議員が調査研究活動を行ったことは申告を前提とし、調査旅費の金額は、距離に応じた相当な額を外部監査人において設定し、それを超える日額の調査旅費支出について過大支出(不適當)であると判断した。距離に応じた上限金額については、下表の通りである。詳細は【資料6-3】

片道10km未満	4,000	片道80km～99km	13,000
片道10km～19km	5,000	片道100kmを越える者	15,000
片道20km～39km	7,000	東京出張(1泊2日)	84,000
片道40km～59km	9,000	東京出張(2泊3日)	107,000
片道60km～79km	11,000	広島での宿泊	12,000